

## 第 19 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和5年10月5日(木) 午後1時30分から

### ○ 議 題

#### 1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める  
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ  
事件等に関する陳情書

#### 2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

#### 3 報 告

##### (1) 教育長報告

- ① 三原台中学校校長の再逮捕について
- ② 令和5年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料1)
- ③ (仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕に寄せられた意見と区の考え方について (資料2)
- ④ 練馬区幼保小連携推進方針について (資料3-1、3-2)
- ⑤ 練馬区立向山小学校校舎等改築スケジュールの変更について (資料4)
- ⑥ 中村橋区民センターの大規模改修工事に係る説明会の開催について (参考資料1、2、3)
- ⑦ 練馬こども園の認定について (資料5)
- ⑧ 練馬こどもカフェの新規店舗について (資料6)
- ⑨ 保育園入園申請のオンライン化の開始について (資料7)
- ⑩ 外遊び型子育てのひろば(おひさまびよびよ)の拡充について (資料8)
- ⑪ その他

# 陳情書

区立三原台中学校の学校長による女子生徒への  
猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書。

皇紀二千六百八十二年 令和五年九月二十五日

練馬区教育委員会 殿

要旨 ① 教員による犯罪を侵した場あい、教員免許  
の取りけし、教育元場への復帰が出来無い様  
にして下さい。

② 厳罰化、教員免許の取りけし等を「国都  
ながらに働きかけて下さい。」

理由 ① 児童、生徒達は先生、教員の大人に、ごから  
事が出来無い。

② 教室等のせまい空間での事件やSNS等の  
他者の目から見え無い、見えづらい場所での  
事件が多い。



## 令和 5 年第三回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

## ◆ 教育環境の整備について

## 【質問】

- (1) 令和 5 年度では、98校のうち75校に空調機設置が予定され、整備計画では令和 7 年度までに整備完了予定であるが、気候温暖化の影響による夏の酷暑や感染症対策等による児童生徒の健康面を踏まえると、早期に整備すべきである。考えを伺う。併せて、中学校では柔剣道が必修になっている。空調機が体育館に設置された学校体育館のキュービクル（変圧器）は整備されている。武道場に空調機を設置する場合は、キュービクル設置にはあまり整備費がかからないと思う。早期設置についても要望する。併せて、考えを伺う。
- (2) 避難拠点として校舎 2 階以上にある体育館は、災害時に運営上課題があると指摘してきた。中村小・中村西小・大二小・八坂小・北町小学校他 6 校の計 11 校、避難拠点として課題のある校舎 2 階にある体育館の抜本的な対策を早期に講じるべきと考える。  
また、解消に時間を要するようであれば、この間地域に対して、校舎 2 階にある体育館は避難拠点として課題があるとの説明をすべきとも考える。併せて、考えを伺う。
- (3) 平成 31 年 3 月に改定された練馬区学校施設管理実施計画では、改築実施校の選定があり、改築年次の古い学校に加え、児童生徒数の急増に伴い、教室確保のために改築が必要な学校選定基準項目が追加された。児童がゆとりある教育環境で学校生活を送れるよう、過大規模校の抜本的な解消策を早期に図られたいと強く要望する。考えを伺う。

## 【答弁】

- (1) 児童生徒の熱中症対策に加えて、避難所としても良好な環境となるよう、区立小中学校の体育館への空調機設置を進めている。既に 57 校に整備し、今年度は 18 校で工事を実施し、17 校で設計を行っている。令和 7 年度までにすべての学校で設置が完了するが、それまでの間の暫定的な熱中症対策について検討していく。  
既存の武道場への空調機設置については、財政面の課題なども十分見定めながら、引き続き検討していく。
- (2) 体育館が 2 階以上にある学校は、その規模に対して校地面積が狭隘である。教育委員会では、将来の児童生徒数の推移に基づく校舎の規模、校地面積や土地の形状を踏まえ、1 階に移すことが可能か、シミュレーションを行った。今後、その結果を踏まえ、体育館を 1 階に移した場合の課題を整理し、最善の手法を検討する。  
地域の方へは、避難拠点の運営上の課題に対し、当面は、地上階の教室を高齢者や障害者の避難スペースとして活用することなどを周知していく。
- (3) 中村小学校については、引き続き、学区内の児童数の動向を注視し、シミュレーションの結果と合わせ、対応を検討していく。

## ◆ 不登校対策方針について

## 【質問】

- (1) 練馬区では、平成 29 年 4 月に練馬区教育委員会不登校対策方針を策定し、平成 31 年度に国の動向や区の事業進捗を踏まえ改定し、不登校児童生徒への支援を行っている。また、本年 8 月には、社会状況や児童生徒を取り巻く環境の変化、令和 3・4 年度に実施した練馬区不登校に関する実態調査を踏まえ、再度改定した。方針策定以降の区の不登校児童生徒数を伺う。また、推移から区としてどのように現状を受け止めているのか伺う。
- (2) コロナ禍で加速した ICT 教育をより発展させ、不登校児童生徒にも保障されるべき学びの機会を、オンラインを活用して進めるべきと考えるが、所見を伺う。

- (3) フリースクールは不登校状態を起因とした孤立を防ぐ場所にもなっている。社会的に自立することを目指し、個々の状況に応じた多様な教育の機会の確保が求められていることから、区としてもフリースクールの利用料等の補助制度の実施を要望するが、所見を伺う。

**【答弁】**

- (1) 練馬区教育委員会不登校対策方針を策定した平成29年度の練馬区の不登校児童生徒数は635人であったが、令和3年度は1,146人となり、全国と同様、増加傾向にある。

増加の要因について文部科学省は「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」の中で、「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」という国の考え方が浸透したことを挙げている。加えて、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられるとしている。区としても、同様の認識である。

- (2) 不登校児童生徒への支援として、各小中学校では、児童生徒に配付したタブレットパソコンを活用し、授業の進捗状況や個別学習課題の配信を行っている。また、適応指導教室では、オンラインを活用した個別の学習支援や相談支援を実施している。引き続き、ICTを活用した学習支援を充実するなど、多様な支援の実施に取り組んでいく。

- (3) フリースクールは、不登校児童生徒に対して学習活動や教育相談、体験活動などを行っている民間の施設である。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性や主体性の下に設置され、運営されている。原因が複雑多岐に渡る不登校への対応には、経験豊富な民間事業者との連携が有効と考えている。学校教育支援センターでは、平成28年度から居場所支援事業の運営などをフリースクール等の法人に委託するとともに、日頃から意見交換を重ねている。今後とも連携を強化していく。

東京都は、フリースクール等に通う不登校児童生徒および保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容等を把握し、今後の施策立案に生かすため、「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業」を令和4・5年度に実施している。本事業では、調査に協力する保護者に対して、協力金を支給し、その効果についても検証することとしている。東京都の動向を注視していく。

◆ ウェルビーイングな学校づくりについて

**【質問】**

- (1) 教育の分野では、2015年頃からWell-being（ウェルビーイング）という言葉が使われるようになってきた。経済的な豊かさだけでなく、個人それぞれが考える幸福を大切にしようとする世界的な論調や子供たちの不登校や自殺率が悪化するなど、教育現場でのウェルビーイングが損なわれていることが統計的にも明らかになっている背景がある。

区では、ウェルビーイング教育をどのように捉え、導入してきているか。所見を伺う。

- (2) 教員不足や忙しい、時間がないなど、先生自身がウェルビーイングな状態ではない中、子供たちにウェルビーイングを伝えていくことはできない。

区では、先生たちの余白づくりやウェルビーイング向上のために、どのような検討や取組をしているか伺う。

- (3) コロナ禍の影響を受け、子供たちもリアルとオンラインと「選択」ができるようになればと思う。また、この2学期から、平日に学校を休んで家族旅行などを楽しめる新しい制度をスタートさせた自治体がある。例えば、大分県別府市では、保護者が平日に「子供を休ませたい」と申請すれば、年3日までは欠席扱いにしない取組や、愛知県では、学びの「ラーニング」と休暇の「バケーション」を合わせた「ラーケーション制度」をスタートさせた。昔は、授業を欠席するとクラスメイトがノートを見せてくれるという対応だったが、これからは授業を録画して、後で視聴する方法もできる。区では、時代に合わせた学び方についてどのような考えか、伺う。



- (4) いじめられている子供を保護したり、学校に行きたくないことに関してのケアや支援はすでに行われている。しかし、いじめていた子供の心のケアも大事である。心が満たされていないから、また、自分を守るために、攻撃をしていることもある。区では、いじめをしてしまっている児童生徒に対して、どのような取組やケアをしてきているか伺う。
- (5) 生徒数によって教員の配置人数が違うことはわかっているが、どの学校でも男女1人ずつの養護教員の配置をすることが、一人ひとりの子供たちの安心につながってくると考える。同性だからこそ相談しやすいこと、伝えられることがあるからである。男性の養護教員の絶対数が少ないこともあるが、養護教員並みの役割を持った男性教員が必要と考える。区では、これからさらに多様性が求められる世の中で、養護教員の体制についてどのように考えているか伺う。

#### 【答弁】

- (1) 令和5年6月に、国は第4期教育振興基本計画を策定した。本計画ではウェルビーイングを「身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの」と定義しており、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を今後の教育政策に関する基本的な方針として位置付けている。  
練馬区教育・子育て大綱に掲げる教育目標「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の趣旨は、ウェルビーイングに通じるものと認識している。大綱の目標の実現に向けて教育を進めていく。
- (2) 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教員が子供たちと向き合う時間を確保することが必要である。教育委員会では、平成30年度に策定した「働き方改革推進プラン」に基づき、サポート人材の配置、学校徴収金および出退勤管理システムの導入、学校行事の見直し等を行い、教員の負担軽減に取り組んでいる。今後もICTを活用した業務改善やサポート人材の更なる拡充等に取り組みながら、働き方改革を推進していく。
- (3) 学校教育は、教師と児童生徒、児童生徒同士の直接的な関わり合いや多様な経験を通して学ぶ場であり、登校して対面授業を行うことが基本と考えている。  
オンライン授業は、やむを得ず登校できない児童生徒が、学校とのつながりや学びの機会を得るための有効な方法の1つである。  
教育委員会としては、対面授業を原則としながら、個々の状況に応じた配慮が必要な児童生徒に対しては、オンライン授業を効果的に活用していく考えである。家族の休暇に合わせて学校を休んでも欠席扱いとしないラーケーション制度については、導入自治体の状況を注視していく。
- (4) 国が教職員向けにまとめた手引き書である生徒指導提要では、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめの児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるように心がけることが大切であると示されている。学校では、いじめを行った児童生徒に対しても丁寧に聞き取りを行い、家庭と連携し、必要に応じてスクールカウンセラーにつなげるなど、心のケアに努めている。
- (5) 養護教諭の定数は、都の教職員定数配当方針において、各学校に1人、26学級以上で2人の配置とされており、その多くが女性である。子供が安心して学校生活を送るためには、1人で悩みを抱え込まない環境づくりが必要である。そのため、校内には養護教諭だけでなく、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等相談できるスタッフを複数配置しており、困ったときには誰にでも相談しやすい体制を構築している。

#### ◆ 医療的ケア児の受入状況等について

#### 【質問】

- (1) 令和3年、国が医療的ケア児支援法を制定してから約2年が経過した。区は平成27年、国に先駆けて、区立学校で医療的ケア児の受入れを開始し、保育園や幼稚園等に拡大し、

受入人数を増やしてきた。また、令和元年には、23区で初めて訪問看護ステーションと連携した支援を実施するなど、他の自治体に先駆けて取り組まれてきた。

区内には医療的ケア児が約110人と推計されているとのことだが、現在の受入状況や支援体制について伺う。

- (2) 保護者からは「不安なく学校や園に通わせたい」「看護師が同行しない学校行事の参加が難しい」との声が寄せられており、園や学校生活などにおける支援の強化が求められている。今後、教員などの理解促進や医療的ケアへの対応強化に向けて、医療的ケアのできる看護師や教職員への教育にどのように取り組んでいくのか、区の所見を伺う。

**【答弁】**

- (1) 区は、令和3年の医療的ケア児支援法の成立に先駆け、平成27年度に区立学校と学童クラブで医療的ケア児の受入れを開始し、保育所等に拡大した。また、令和元年度から、たんの吸引・導尿・経管栄養に加え、血糖値測定およびインスリン投与を対象とするなど支援の充実に取り組んできた。現在、区立学校や保育園、学童クラブにおいて、15名の医療的ケア児を受入れており、個々の状況に応じ、学校等への看護師の配置や、訪問看護ステーションによる支援を行っている。
- (2) 医療的ケア児の支援を行う看護師や教員等の理解促進や対応力強化のため、区独自の研修を行うほか、都が実施する研修への参加を促している。今年度から宿泊を伴う学校行事に保護者が同行できない場合には、看護師が随行する取組を始めている。引き続き、医療的ケア児が学校等で安心して生活できるよう支援の充実を図っていく。

**◆ 子供の体力向上について1**

**【質問】**

- (1) 子供たちの体力低下は、コロナ禍以前にも叫ばれていたが、さらなる低下が危惧され、遊びや運動は様々な運動感覚を身につけていく上ではもちろんのこと、工夫し考える力を育む上でも大切である。生涯にわたり健康に過ごすために、遊びや運動が不可欠である。運動は環境や場が必要で、意欲的かつ意図的に取組むことが求められる。改めて、教育長の考えを伺う。

**【答弁】**

- (1) 教育委員会では、毎年1学期に実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえた取組を推進している。昨年度は、運動意欲の低下が見られたため、校庭の雲梯や登り棒にペットボトルや果物の模型を吊るし、ジャンプして触りたくなるような仕掛けをつくるなど、子供たちが運動をしたくなるようなアイデアを紹介したリーフレットを、各学校に配付した。今年度は、投げる力や柔軟性に課題が見られたため、現在、改善に向けた取組を検討している。

また、体力向上推進拠点校を指定し、民間のスポーツ事業者の協力を得て、児童の縄跳び教室や走り方教室などを開催している。事業者と連携した推進拠点校の効果的な事業を、教員対象の研修会で紹介するなど、引き続き子供たちの体力や運動意欲を向上し、日常的な運動機会を創出する取組を進めていく。

**◆ 子供の体力向上について2**

**【質問】**

- (1) 令和4年度の練馬区立学校在籍の全児童生徒対象の調査において、種目別ではあるが、東京都の平均を下回る学年が多くみられている。体力向上に向けて、例えば、授業の一環としてトップアスリート月間を設け、アスリートとのふれあいやプロスポーツとの連携などにより、日常では得難い感動をもたらし、スポーツに対する意識を高めることができるのではないか。子供の体力向上に向けて、どのような取組を行っているのか、所見を伺う。また、学校との関係強化を図る必要があるが、今後、区として外部の人材による取組につ

いて活用していく計画があるのか、所見を伺う。

**【答弁】**

- (1) 社会環境や生活スタイルの変化などにより、子供たちの体力・運動能力の低下が顕著となっている。教育委員会では、毎年1学期に実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえた取組を推進している。昨年度は、運動意欲の低下が見られたため、校庭の雲梯や登り棒にペットボトルや果物の模型を吊るし、ジャンプして触りたくなるような仕掛けをつくるなど、子供たちが運動をしたくなるようなアイデアを紹介したリーフレットを、各校に配付した。

東京都の事業を活用したオリンピック・パラリンピアンを講師とした学校への招聘、体力向上推進拠点校を指定し、民間のスポーツ事業者の協力を得て、児童の縄跳び教室や走り方教室などを開催している。こうした外部人材と連携した事例を、教員対象の研修会で紹介するなど、引き続き、子供たちの日常的な運動機会を創出する取組を進めていく。

**◆ 夏季休業期間における体育館の活用について**

**【質問】**

- (1) 今年の小中学校の夏季休業期間、日中は気温が35℃以上の猛暑日が続き、昼間の公園には子供達の姿はほとんど見られなかった。また、他自治体では屋外プールも外気温と水温の両方を足して65℃以上になると中止となるため、プールでも遊べない状況だった。このような環境下で、心配なのは子供たちの体力低下である。それを防ぐためには、今後、夏休み期間の屋内施設の有効活用が重要と考える。区において、冷暖房設置が終了している小学校体育館では、現在どのような活用がされているのか。また、来年度以降の取組を伺うとともに、今後のさらなる有効活用を要望する。

**【答弁】**

- (1) 今年度の夏休みに、空調機が整備済みで、ねりっこクラブを実施している31校では、学校と協議し、夏休み中の体育館を活用した。引き続き、体育館への空調機の設置を進めるとともに、熱中症予防を図りながら、子供たちが体力を維持できるよう、夏休み中の体育館の活用を進めていく。

**◆ 学校プールにおける熱中症対策について**

**【質問】**

- (1) 熱中症発症リスクについては、屋外のリスクも高く、子供達の運動環境の対策は急務であるとする。学校プールは授業だけでなく、夏休みも含めて予定よりも実施日数を減らし、校庭開放についても同様に中止する学校があったと聞いている。また、運動場には日陰が少なく、人工芝については、熱が人工芝に蓄積され上からも下からも逃げられない暑さの中で運動せざるを得ない状況にある。

子供達の教育環境やスポーツ振興の観点からも運動全体を止めるということは避けるべきであり、遮熱ネットを活用して学校のプール授業や運動場の日陰を確保していくことなどの対策強化が急務であるとするが、所見を伺う。

**【答弁】**

- (1) 教育委員会では、令和元年度に熱中症計を全区立小中学校に配備し、暑さ指数31以上で、原則運動を中止するなどの対応について、各校に通知し周知を図ってきた。

今年度も夏季休業中に事故の未然防止に関する通知を二度行い、その中で運動前および運動中の暑さ指数の把握や、定期的な休憩・給水時間の確保等への配慮を強く求めてきた。

遮熱ネットを活用したプール等での日陰確保については、製品や施工方法・実施事例を紹介するなど、各学校の状況に合わせた対応ができるよう支援を行っている。

#### ◆ 小中学校間の交流事業について

##### 【質問】

- (1) 区内98校の小中学校において、他自治体の学校との様々な交流があるのではないかと思います。教育委員会においては交流事業へのご支援ご協力をお願いする。考えを伺う。

##### 【答弁】

- (1) 区では今年度、中村小学校が鹿児島県奄美市立名瀬(なぜ)小学校と訪問交流を行った他、豊溪小学校と宮城県蔵王町立永野小学校がオンライン交流を行うなど、7校の区立小中学校が他自治体の学校との交流活動を教育課程に位置付け実施している。  
今後も交流事業が充実するよう、各学校の交流の形態に応じて、区として必要な支援を行っていく。

#### ◆ eスポーツの部活の推進について

##### 【質問】

- (1) eスポーツとは「エレクトロニック・スポーツ」の略で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称である。将来、オリンピック競技としても検討されているeスポーツは、国内外で様々な大会が開かれており、最近では高校の部活でeスポーツに力を入れているところも多く、高校生が日本代表になることもある。今後、小中学校のクラブ活動や部活動にeスポーツを積極的に導入することについて、区はどのように考えているか。

##### 【答弁】

- (1) 教育委員会では部活動について、生徒の主体的な取組を支える方法や枠組みを各学校において構築することとした方針を示している。この方針を踏まえ、新たな部活動の立ち上げにあたっては、生徒や保護者、地域の要望等を踏まえた上で、各学校で検討している。今後も、生徒の意見を取り入れながら、生徒主体の部活動を展開していく。

#### ◆ 教員の負担軽減について1

##### 【質問】

- (1) 教員の事務負担を軽減するため、スクールサポートスタッフの増員を進めることが必要である。また、中学校の部活動における教職員の負担は非常に大きいため、部活の地域移行を積極的に進めるべきだと思う。地域から指導者の人材を見つけ出す取組にも力を入れていただきたい。区の所見を伺う。
- (2) 学校生活支援員の増員を進めると共に、現在、会計年度任用職員として働いている学校生活支援員の処遇の改善と、任用回数の上限撤廃を強く要望する。区の所見を伺う。
- (3) 小学校での水泳授業を校外の温水プールで実施する取組が増えていると伺っている。水泳授業の校外化について、区の所見を伺う。

##### 【答弁】

- (1) 現在、区立学校教員の1か月あたりの時間外勤務は、約半数が45時間を越えている。教員の負担を軽減し、子供たちと向き合う時間を確保するための環境づくりが必要である。  
今年度、学校には、教員業務を補助するスクールサポートスタッフを昨年度よりも13人増員し、123人配置する。学校からは、教員が本来担うべき仕事に注力する時間が増えたとの声が寄せられている。今後もサポート人材の配置を拡大していくことにより、教員の負担を軽減するとともに、教員が子供と向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図っていく。  
本区の学校生活支援員は、授業に集中できない子供への支援や日常生活上の介助等を業務内容としている。今年度から通常の勤務時間職に加え、短時間勤務職を新設したことにより、教員を目指す学生など有為な人材の確保につなげている。

部活動の地域移行については、今年度、児童生徒、保護者、各種団体へのニーズ調査を実施する。地域のスポーツ団体等の意見を聞きながら、部活動の地域移行が円滑に進むよう検討を進めていく。

- (2) 給与は常勤職員に適用される給料表等を踏まえ、責任に応じて定めている。他の自治体と比べても、本区の業務内容や給与は平均的な水準にあると考えており、現時点では処遇を変更する考えはない。また、任用における成績主義や平等取扱いの原則から、公募によらない無期限の任用を行うことは適切ではないため、任用の上限回数を撤廃する考えはない。
- (3) 水泳授業の校外化については、教員の負担軽減、経費の面などから実施している自治体がある。今後、移動方法や移動に伴う学習時間の確保などの課題について整理していく。

## ◆ 教員の負担軽減について 2

### 【質問】

- (1) 区はサポート人材の活用推進や校務・業務の改善にさらに取り組むとしているが、教員の長時間労働を是正するためには、教員 1 人当たりの持ち授業時間数を削減できるよう教職員定数を改善することが不可欠と考えるが、区の考えを伺う。
- (2) 国に対して、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）を廃止し、残業代不支給制度を廃止するよう強く求めるべきである。考えを伺う。
- (3) 区は、1 人の教員がもつ週あたりの担当授業数を引き下げ、教員を増員するなど、既に拡充を国や都に要望しているとのことだが、区独自にできることもあるはずである。また、学校徴収金の徴収・管理は教育委員会で行うなど文部科学省が示している「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」を徹底し、授業準備や不登校対策、ヤングケアラー支援など子供たちに直接関わる仕事に教員が専念できるように業務を抜本的に削減することを求める。所見を伺う。

### 【答弁】

- (1) 教員の定数については義務教育標準法に基づいており、区独自に増やす考えはないが、教員の負担軽減を図るために、教員 1 人の週あたりの担当授業数引き下げや教員の増員など、特別区教育長会を通じて、既に国や都に要望している。
- (2) 教員の給与については、教員給与特別措置法により時間外勤務手当を支給しない代わりに、月額給与の 4 % 相当が教職調整額として支給されている。現在、国は有識者会議を設置し、給特法の改正や、教員が担うべき仕事の明確化など、教員の処遇改善を図るための検討を進めている。今後も国の検討状況を注視していく。
- (3) 業務の軽減については、平成30年度に、練馬区立学校における教員の働き方改革推進プランを策定し、スクールサポートスタッフや学校生活支援員、部活動指導員等のサポート人材を配置し、教員の負担軽減に取り組んできた。

平成31年4月には、学校徴収金管理システムを導入した。これにより、従来、手作業で行っていた給食費と教材費等の保護者からの集金や事業者等への支払いをパソコン操作で行えるようになったことに加え、複数の管理帳票も簡単に作成できるようになった。加えて、膨大な量になる新生生の口座振替依頼書のデータ入力委託化などにより大幅な事務の効率化と迅速化が図られた。システム導入によりすでに負担軽減に大きく寄与しているものと認識している。

引き続き、現場の意見を踏まえた業務改善やサポート人材の配置を拡大することにより、教員が子供と向き合う時間の確保に努めていく。

## ◆ ヤングケアラーについて1

### 【質問】

- (1) 区は、ヤングケアラーの実態を把握するため、昨年6月に区立小学校6年生と区立中学校2年生を中心とするアンケート調査を実施し、昨年10月にその調査結果を取りまとめた。実態調査によって把握された結果をもとに、今後のヤングケアラーの具体的支援をどのように考えているのか伺う。

練馬区でも早急に、LINE等の相談窓口設置と関係者のオンライン研修の実施、また二次元バーコードなどを活用したチラシ等の周知を行うべきと要望するが、区の所見を伺う。

- (2) 家の中に他人を入れることに抵抗がある家庭への支援を行き届かせるため、配食支援サービスや家事援助サービスを通じたヤングケアラー家庭への取組を実施すべきと要望するが、区の所見を伺う。

### 【答弁】

- (1) 本来大人が担うべき家族の看護・介護や家事等を日常的に行っているヤングケアラーは、顕在化しにくい状況にあり、早期に発見し適切な支援につなげるための取組が必要である。

昨年度から、ヤングケアラーを理解し、早期に発見するためのスキル向上研修を、小中学校の教職員、児童館職員や、介護事業所など、子育てや福祉に関わる職員を対象に実施している。研修の一部は、オンラインでも実施しており、引き続き多くの関係者が受講できるよう工夫していく。

昨年実施した実態調査では、子供がSOSを発しづらい状況にあること、教員が家庭の問題にアプローチすることの難しさを感じていることが明らかになった。そこで、今年度、子供がいつでも相談やSOSを発信できる「ねりまホッとアプリプラス」を新たに導入し、全児童生徒に配布したタブレットから利用できるようにするとともに、二次元コードを掲載した周知カードを配布している。

また、スクールソーシャルワーカーを増員し、子供への個別支援や学校・教員と連携したサポート体制を強化するとともに、「ヤングケアラーチェックシート」を作成し、学校内で情報共有を行い関係機関が円滑に連携できるようにしている。

- (2) ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、子供や家庭の状況に即した支援を行う必要がある。子ども家庭支援センターでは、チェックシート等により把握した子供の状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定する。

子供が担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプやショートステイのほか、学習支援・居場所事業、区に登録した民間事業者による見守り配食の利用など、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援につなげる。

今後、ヤングケアラーコーディネーターの設置も含め、各分野が連携した相談支援体制の充実を検討し、個々の状況に合わせ、福祉・教育・子育て等の関係者が連携してヤングケアラー支援を進めていく。

## ◆ ヤングケアラーについて2

### 【質問】

- (1) ヤングケアラー支援について、練馬区では子供達に一番身近な教職員に向けたリーフレットの作成や研修などを行っている。同時に、子供達がより相談をしやすくするためには、ヤングケアラーについての理解を深める必要もあると考える。

ヤングケアラーの理解を深めるためのリーフレットを児童生徒の成長段階に合わせて作成し、配布することを求める。区の考えを伺う。

- (2) 支援体制の強化のために「ヤングケアラーコーディネーター」を配置する自治体が増えている。「ヤングケアラーコーディネーター」は、家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう関係機関・団体等と連携して相談・支援を行うとともに、関係機関の研修や地域の支援団体との連携を図るなど、ヤングケアラーと思われる子供の発見から、支

援のつなぎにおいて核の役割を担っている。練馬区においてもさらなる支援体制の強化のために、ヤングケアラーコーディネーターを配置すべきではないか。

- (3) 区の行った実態調査では、児童生徒が行っている家族の世話の内容として「家事」「見守り」「話し相手」が多い結果となっている。家族の世話を長時間担っている子供が子供らしく、自分の時間を持てるようにするために、練馬区でも家族や兄弟などの世話や掃除・料理など家事を行う等のヘルパー派遣事業を実施するべきである。区の考えを伺う。

#### 【答弁】

- (1) 本来大人が担うべき家族の看護・介護や家事等を日常的に行っているヤングケアラーは、顕在化しにくい状況にあり、早期発見し適切な支援につなげるための取組が必要である。

学校が全児童生徒を対象に年3回行っている「ふれあい調査アンケート」実施の際に、国が作成した資料をもとにヤングケアラーについて児童生徒に説明している。困りごとがあると回答した場合は、一人ひとりに担当が聞き取りを行っている。現時点では、ヤングケアラーの理解を深めるリーフレットの作成予定はない。

- (2) 昨年度から、ヤングケアラーを理解し、早期に発見するためのスキル向上研修を、小中学校の教職員、児童館職員や、介護事業所など、子育てや福祉に関わる職員を対象に実施している。研修の一部は、オンラインでも実施しており、引き続き多くの関係者が受講できるように工夫していく。

昨年実施した実態調査では、子供がSOSを発しづらい状況にあること、教員が家庭の問題にアプローチすることの難しさを感じていることが明らかになった。そこで、今年度、子供がいつでも相談やSOSを発信できる「ねりまホッとアプリプラス」を新たに導入し、全児童生徒に配布したタブレットから利用できるようにするとともに、二次元コードを掲載した周知カードを配布している。

また、スクールソーシャルワーカーを増員し、子供への個別支援や学校・教員と連携したサポート体制を強化するとともに、「ヤングケアラーチェックシート」を作成し、学校内で情報共有を行い関係機関が円滑に連携できるようにしている。

- (3) ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、子供や家庭の状況に即した支援を行う必要がある。子ども家庭支援センターでは、チェックシート等により把握した子供の状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定する。

子供が担っているケアの負担を軽減するため、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプやショートステイのほか、学習支援・居場所事業、区に登録した民間事業者による見守り配食の利用など、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援につなげる。

今後、ヤングケアラーコーディネーターの設置も含め、各分野が連携した相談支援体制の充実を検討し、個々の状況に合わせ、福祉・教育・子育て等の関係者が連携してヤングケアラー支援を進めていく。

### ◆ 子どもの読書活動推進について

#### 【質問】

- (1) 第四次練馬区子ども読書活動推進計画の進捗状況と、現在までに見えてきた課題、また、次期計画について、どのように検討が行われているのか伺う。
- (2) 令和4年度に国が実施した「児童・生徒の読書状況等調査」では高校生の不読率は51.1%と高くなっており、高校生の読書離れが顕著となっていることが伺える。区立図書館において、高校生を対象とした事業を強化するべきと要望するが、練馬区の現状と今後、第五次計画の中でどのように取り組まれるのか伺う。
- (3) 現在は、全区立学校図書館に蔵書管理システムを導入している。蔵書に関しては、ギガスクール等、新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書、授業に必要な基本図書を更新できるよう予算を確保されることを要望するが、所見を伺う。

#### 【答弁】

- (1) 第四次練馬区子ども読書活動推進計画では、乳幼児から高校生年代まで、子供の発達段

- 階に応じた取組を進めることとしている。乳幼児については、指標として設定した普及啓発事業の実施回数や参加人数、貸出冊数は増加しているが、中学生や高校生年代の貸出冊数は減少傾向にある。区立図書館で行う講座等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数が減少した。現在は回復傾向にあるが、高校生年代は低い状況が続いている。また、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合、いわゆる不読率は、区内小学生で3.7%、中学生で14.6%、高校生で45.5%と、年齢とともに高くなっている。全国的にも同様の傾向が見られており、読書率の向上に向けた高校生年代への取組が必要と考えている。
- (2) 現在、第五次計画の策定に向けて、公募区民や関係団体、学識経験者等で構成する子ども読書活動推進会議において、第四次計画の取組の成果と課題を踏まえ、新たな計画の方向性について議論を進めている。今後、推進会議からの提言を踏まえ、高校生年代の読書率向上等に向けた具体的な方策について検討し、来年度策定する第五次計画に盛り込んでいく。
- (3) 学校図書館の蔵書数は、学級数や学校の種別に応じて、国の学校図書館図書標準において定められている。教育委員会はこの標準を維持できるよう、必要な予算を各学校に配当している。引き続き、子供たちに必要な読書環境を整えていく。

#### ◆ 子育て施策について1

##### 【質問】

- (1) 政府は子ども施策の取組を本格的に掲げてきたが、このような政府の状況を受けて、今後のさらなる子育て施策に対する区の抱負を伺う。
- (2) 産後の支援には、食事の支度、洗濯、掃除などができる家事ヘルパーと赤ちゃんのお世話のベビーシッターがあるが、この2つの仕事は明確に分かれている。東京都の東京ママパパ応援事業は、両方の支援ができる「産後ドゥーラ」を、新たな支援に位置付けをした。自宅に上がり、産後の母親が何をしてほしいのか、直接声を聞いてあげ、温かい料理を作り、家事も赤ちゃんの沐浴補助や子供たちの世話もできるサービスである。自宅にあがることで、様々な支援につなげることが出来るため、導入した区で産後ドゥーラの需要が高まっている。今後ぜひ、区の子育て応援券のメニューの中に産後ドゥーラ事業を入れていただけるように、再度要望する。区の所見を伺う。

##### 【答弁】

- (1) 区はこれまで、子ども・子育て支援施策を重要政策のトップに掲げ、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート、家庭で子育てをする保護者への支援充実、保育所待機児童の解消、子供たちが健やかに成長できる教育の充実などに取り組んできた。
- 幼保一元化施設である練馬こども園や練馬こどもカフェの創設、都区合同の児童虐待対応拠点の設置など様々な「練馬区モデル」を実現してきた。
- 就労や子育てのあり方について、様々な考え方や価値観が存在するなかで、最も尊重されるべきは子供への愛情であり、子供の幸せを願うそれぞれの家族の思いである。家庭で子育てをしたい、子供を預けて働きたいなど、多様なライフスタイルや働き方に応じた社会的サービスを提供することにより、子育ての形を選択できる社会を実現したいと考えている。
- (2) 子育てスタート応援券は、出産直後の不安や負担を軽減し、育児を円滑に始めることに資する事業を対象とした事業で、家事支援や育児支援、育児相談等のサービスに利用することができる。
- 産後ドゥーラは、家事支援や育児支援、育児相談等を包括的に提供するサービスである。他のサービスと比較して、担い手が少ないことや利用者負担が高額になること等、応援券に産後ドゥーラを導入するには、検討すべき課題がある。
- 今後も、他区の活用状況の情報を収集するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実について検討していく。



## ◆ 子育て施策について 2

### 【質問】

- (1) 都は親の仕事の有無に関わらず、子供の預かりを担う新しい取組を開始する。これは、保育所の利用対象となっていない0歳から2歳児を預かる事業で、在宅子育て家庭の孤立を防ぎ、家庭教育の向上や育児の不安を軽減するための「子育て支援事業」である。  
定員に空きがある、またはスペースが余っている保育所や幼稚園で子供を預かり、都は施設整備費や人件費などの運営費を補助する。区はこの事業に参加し、多様な背景を持つ子供たちを受け入れる体制を強化すべきである。区の所見を伺う。
- (2) 都は子育て世帯の育児不安を軽減するため、保育所を利用していない家庭向けに育児相談の場を設けるとのことである。地域の子育て支援事業について、区の所見を伺う。

### 【答弁】

- (1) 都が今年度から開始した、保護者の就労等の有無に関わらず、0歳から2歳までの子供を継続的に保育所等で預かる事業を実施するには、一定程度の空き定員が必要である。  
区内の認可保育所および地域型保育の0歳から2歳までの定員8,455名に対し、空き定員は本年4月1日時点では691名だったが、9月1日時点では278名となっている。利用率は既に96%を超え、今後も年度途中の入園が続くと見込まれることから、現時点では実施は難しいと考えている。引き続き、在宅子育て家庭への支援の充実に取り組んでいく。
- (2) 区はこれまで、子育てのひろばを平成27年度の22か所から現在26か所に、外遊び型子育てのひろば、おひさまびよびよを平成27年度の4か所から現在7か所に、練馬こどもカフェは、事業開始時の2か所から現在7か所にそれぞれ拡大し、育児相談や交流できる環境を整備するなど在宅子育て家庭への支援を行ってきた。  
区の一時的預かり事業は、保護者がリフレッシュしたいときなど、目的や理由を問わず誰でも利用できる。スポット利用を前提としており、定期利用は実施していない。今後、上石神井四丁目団地都営住宅の建て替えに合わせた、地域子ども家庭支援センター分室の設置や、石神井公園駅南口西地区の再開発事業により、乳幼児一時預かり事業を拡充する。

## ◆ 保育園・学童の待機児について

### 【質問】

- (1) 保育の必要性を認定され、認可園等を希望しながら410人の子供たちが入所できていない。自宅から概ね半径2km圏内に保育園の空きがあるのに何らかの理由により、その保育所の利用を希望しない人の数を指す「特定園のみ希望」者は、今年は225人いた。減少傾向とはいえ、毎年200~300人程いる。きょうだいで同じ保育所に入りたい、2km圏内に空きがあっても、もっと近くの園を希望したいなど、利用者のニーズに合っていないと思う。区は、こうした人たちの事情を把握するべきではないか。きょうだいで同じ保育園を希望する場合は、加点するなど「特定園のみ希望」の人たちの数を抜本的に減らすための取組を行うべきと考えるが、いかがか。
- (2) 区の来年度の認可保育所の整備予定は、(仮称)しろくま保育園1園のみである。区立谷原保育園の廃園を考慮すれば、1増1減で、認可保育所は増えない。区は待機児ゼロを達成したとしていることに加え、出生数が推計よりも下振れしていることを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を見直したとしているが、保育所等に入れない状況が生まれているのは、保育需要が高まっているからであって、子供の数が減るという予測から保育の供給量を考えると需要をカバーできなくなってしまう。入園を希望しながら希望する園に入れないという状況を解消していくことが自治体の役割ではないか。  
国基準で算定した待機児童数を見るのではなく、入園を希望しながら保育所等に入れない人たちの数も含めた対策を取るべきである。そのためにも、区立谷原保育園の廃園計画は中止し、しろくま保育園と併存することを強く求める。区の見解を伺う。
- (3) 政府が6月に決定した「こども未来戦略方針」では、1歳児は6人から5人、4~5歳

児は30人から25人へと改善することが明記されたが、それは独自に保育士を増やした施設に対して運営費を増額する加算する方式である。加算という限定的な対応ではなく、配置基準自体を改善し、保育士を増やすよう国に求めるべきである。区の答弁を求める。

- (4) 今年度、区が公表した待機児童数は299人であったが、ねりっこクラブの待機となっている児童を対象に見守りを行っている、ねりっこプラスの登録者数は496人と、実質795人もの子供たちが待機といえる状態である。待機児童対策として全校のねりっこ化を進めているものの、ねりっこクラブのある学校でも入所できない児童がいる現状から、ねりっこ化だけでは、待機児童を解消することは難しいのではないかと。
- (5) 区はねりっこ化に伴って、今まで運営していた地区区民館学童クラブなど校外学童クラブを廃止している。区は校内学童クラブのニーズが多いと言うが、適正な環境を保障し、待機児童対策として様々な選択肢を確保する意味でも、廃止ではなく活用すべきではないかと。また、小学校の敷地内に新たに学童クラブを整備することや、既存施設の増築、小学校の近隣地に土地を確保することなども含めて、待機児童の解消を図るべきと考える。見解を伺う。

#### 【答弁】

- (1) 前川区長就任以来、待機児童ゼロを区政の最重要課題の一つに掲げ、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、「待機児童ゼロ作戦」などを展開してきた。全国トップクラスとなる8,500人以上の定員枠の拡大を実現し、本年4月、3年連続で待機児童ゼロを達成した。

保護者の皆様には、既に、入園の申込み時に希望する園だけではなく、きょうだいに関する希望や復職の意向等を詳細に記載いただいている。きょうだいの保育指数については、一人っ子を含めた全体的なバランスを踏まえて検討する必要があると考えている。

- (2) 令和5年3月に策定した「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直し」では、就学前児童家庭3,000件を対象にニーズ調査を実施し、保育需要は当面横ばいで推移すると見込んでいる。令和6年度に策定する「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」に向けて、今年度、改めてニーズ調査を実施するとともに、女性の就業率の増加や就学前児童人口の減少、コロナ収束後の状況等を踏まえ、保育需要を算定していく。待機児童数の算定については、全国の自治体が国の基準に則り実施している。引き続き、国の基準により待機児童ゼロの維持に取り組んでいく。

谷原保育園は、練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕に基づき、令和8年度末に閉園する予定である。近接の区有地に誘致する民間保育園と併存する考えはない。

- (3) 人員体制等については、区立認可園だけでなく私立園も含め、保育士や看護師等を国の基準に上乘せして配置できるよう、財政的に支援している。保育所の職員配置については、現在、国が検討していることから、その動向を注視していく。
- (4) 区は、すべての小学生に通っている学校の敷地内で、安全で充実した放課後を過ごすことができる居場所を提供するため、平成28年度からねりっこクラブの早期全校実施を目指して取組を進めてきた。現在、52校の小学校で開設し、この7年間で学童クラブの定員は、2千人以上拡大している。来年度は7校で開設し、あわせて定員拡大を進める。

ねりっこクラブの開設にあたっては、当該地域の学童クラブの入会希望者数に見合った受入れ枠を確保したうえで、順次、校外の学童クラブの休止や廃止を進めていく。

- (5) 小学校の敷地内への新たな学童クラブの整備は、既に行っているところであり、ねりっこプラスにより、区独自の待機児童対策も実施している。引き続き、各学校の実情に応じて、待機児童解消に向けた対策を検討していく。

# 資料 2

令和5年10月5日  
教育振興部教育施策課

(仮称)練馬区幼保小連携推進方針〔素案〕に寄せられた意見と区の考え方について

## 1 意見の受付状況

### (1) 意見募集期間

令和5年6月21日(水)から令和5年7月14日(金)まで

### (2) 周知方法

ア ねりま区報(6月21日号)への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、教育施策課での閲覧

### (3) 意見件数

14件(6名)

## 2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
I (仮称)練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方	2
II 幼保小連携・接続が求められる背景	3
IV 区の幼保小連携・接続の推進に係る取組	1
V 実態調査の実施	1
VI 今後の取組	1
幼保小連携の全体イメージ	1
素案全体について	3
その他	2
合計	14

### 3 寄せられた意見に対する対応状況

区分	内 容	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	2
○	素案に趣旨を掲載しているもの	3
□	素案に記載はないが他の事業等で既に実施しているもの	5
△	事業実施等の際に検討するもの	3
※	趣旨を反映できないもの	1
合 計		14

4 区民からの意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>I (仮称) 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方</b>			
1	幼保一元化に関する取組は、本推進方針の範囲外であることを前提事項として明確に記載したほうが、より区民の理解が得やすいのではないかと。	本方針は、幼児教育・保育と小学校教育のより円滑な接続が実践できるよう策定するものです。 幼児教育施設の施設類型を問わず、幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実を推進していきます。 なお、区では独自の幼保一元化施設として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳児未満児の保育を実施している私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。	□
2	こども家庭庁の設立やその方針に関しても記載すべきではないかと。もしくは、区独自に本推進方針を進めていくことを補足として明記したほうが、より区民の支持を得やすいのではないかと。	本方針は、文部科学省の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」の審議まとめによる提言とともに、これまでの区の幼保小連携に係る様々な取組の実績および「令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査」の結果を踏まえ、幼保小の関係者の連携・協働のもと、より円滑な接続が実践できるよう策定するものです。 区では、平成24年に保育所の所管が教育委員会となったことを契機に、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育の充実に向けて連携して取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会を設置しています。	※
<b>II 幼保小連携・接続が求められる背景</b>			
3	どんな問題がどれだけ発生しているのかわからない。発生しているのなら、当事者（子ども、教師、親）の気持ちはどうなのかわからない。そのため、取り組みが妥当か決められないのではないかと。	「令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査」では、幼保小連携の取組が重要であると回答した園長や校長等の割合が約95%でした。また、『第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画』の中間見直しの検討に向けたニーズ調査では、子育てに関して孤立感を感じるがあると回答した未就学児の保護者の割合は約35%でした。 引き続き、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が連携・協働のもと、カリキュラムや教育方法の充実・改善にあたること、そして家庭の教育力の向上や保護者の子育てに関する悩みの軽減につながる取組を推進していきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
4	<p>「遊びを通して学ぶ」とあるが、幼稚園、保育園の前提を補記したほうがより区民の理解を得やすいのではないか。</p> <p>幼稚園と保育園では位置付けが全く異なること、政府の方針や世の中の動向、保護者の意識を鑑みても、保育園に注目が集まっているという認識のもと、あるべき姿を追求するのか、今後の課題として併行して取り組んでいくのかなど、計画を定期的に見直しするだけではなく、将来のビジョンも必要ではないか。</p>	<p>本方針は、幼児教育・保育と小学校教育のより円滑な接続が実践できるよう策定するものです。</p> <p>平成29年に同時改訂・改定された幼稚園教育要領と保育所保育指針により、保育所における3歳以上の保育に関する教育的側面については幼稚園との整合性が図られています。幼児教育施設の施設類型を問わず、幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実を推進していきます。</p>	□
5	<p>「学習や生活に支障をきたす」「段差」とあるが、具体的な例示やデータを挙げたほうがより区民の理解を得やすいのではないか。</p>	<p>小学校入学当初の子どもが、学習・生活環境の変化に戸惑いや不安を感じ、この時期につまづいてしまうことは、その後の学校生活や成長に負の影響を与えかねません。ひいては不登校の要因にもなりかねず、この点からも幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要であることが、文部科学省の特別委員会において指摘されています。</p> <p>ご意見を踏まえ、子どもへの影響や不登校に係る記載を一部追記しました。</p>	◎
<b>IV 区の幼保小連携・接続の推進に係る取組</b>			
6	<p>教員向けの研修会のタイトルを変えて、保護者向けにも開催してはどうか。</p> <p>政府の方針や世の中の動向、保護者の意識を鑑みても、自分の時間を持ちたいが故の預け先になっている傾向を感じる。保護者が子育てに向き合うため、教員への理解のためにも研修会の内容は効果的と考えられる。</p>	<p>区では、子育てに係る保護者向け講演会や学習講座を実施しています。また、小学校への入学を控えた子どもや保護者の不安の軽減につなげることを目的として、小学校入学前の毎年度9月に、保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生～親子で一緒に入学準備～」を配布しています。</p> <p>小学校入学に向けて、子どもの「人とかかわる力」や「自分で考え行動する力」を育むための家庭での取組について、保護者向けの講演会等の開催を検討します。</p>	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>V 実態調査の実施</b>			
7	<p>様々な交流会が新型コロナウイルス感染症への懸念により見送られているが、ICT を活用し機会損失を無くすべきではないか。別枠で取り組むべき大きな課題と考えられる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および3年度は、対面で行う直接交流は一時的に減少しましたが、児童から園児へ手紙を送ったり、ICT を活用した Web 会議システム等による交流を実施しました。</p> <p>今後も必要に応じて、ICT やオンライン等の効果的な活用を促進していきます。</p>	○
<b>VI 今後の取組</b>			
8	<p>私立保育園は季節のイベントが優れており、公的機関等との連携の取り組みは区立保育園が優れており、格差が大きいと感じる。公私それぞれ良い面があり、優れていることを共有するため、保育園と小学校の連携だけでなく、近隣保育園間での交流を推奨すべきだと感じる。</p>	<p>区内の保育施設では、私立区立に関わらず地域との連携や交流の充実により、開かれた園づくりを進めています。</p> <p>施設間の交流や連携の取組としては、「保育でつながろう」と称し、認可保育園や小規模保育、保育ママ、幼稚園などの子育て施設が、職員レベルでの日常的な連携構築を行っています。</p> <p>コロナ禍で連携ができない時期がありましたが、今後、連携の充実に取り組めます。</p>	○
<b>幼保小連携の全体イメージ</b>			
9	<p>目的が感じられないイメージ図であると感じる。折角の文章記載の内容が上手く表現されておらず、下段の枠はとりあえず置いたように感じる。もう少し大枠から俯瞰しイメージに落とすことで区民の理解が進むのではないか。</p>	<p>本方針では、今後の取組として、幼保小の連携・協働による「架け橋期」の教育を充実すること、幼稚園・保育所・小学校、地域社会や関係機関と協力しながら家庭教育支援を充実することを掲げています。</p> <p>幼保小連携を推進する取組や子どもや家庭を支援する多様な存在を表す意図を持って、「幼保小連携の全体イメージ」として掲示しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、イメージ図の内容を一部変更しました。</p>	◎

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
素案全体について			
10	<p>幼保連携の必要性は理解する。しかし、今の余裕の無い保育士や教員数で十分な連携が保てるもしくは進展させることができるか疑問に感じる。</p> <p>土曜日の保育園の様子を見ると、区立保育園でも1歳～6歳の園児10人～12人程度に大人は2人しかおらず、子供への声かけや関わりは少なく、自由という名の放置である。安全な保育を行うので手一杯だと感じる。</p> <p>区立でさえそのような状態で、5歳から小学校へのスムーズな入学にむけた取組みをする余裕があるのか。</p> <p>現状の取組み内容のレベル感、取組みしている園の少なさを踏まえれば、そう感じざるを得ない。</p> <p>保育士や先生方の待遇改善と、人数をより確保し、一人一人の児童へより決め細やかな指導をできる環境づくりを強く求める。</p>	<p>区では、私立区立に関わらず、認可保育園に対し国の職員配置基準に上乘せして保育士や看護師等を加配し保育環境の充実を図っています。また、私立保育園等に対しキャリアアップ補助金や職員宿舍借上げ支援事業補助金等を活用した保育士等への処遇改善に取り組んでいます。国の対象となっていない看護師や栄養士等の専門職、区が加配している保育士等に対しては、区独自に給与面の処遇改善を行っています。</p> <p>現在、保育士の業務負担を軽減するため、保育所のICT化を進めています。事務の負担軽減により子どもや保護者と向き合う時間が増えています。区内の認可園や地域型保育、認証保育所の約9割でICTの導入が完了しており、実施していない施設に対し、導入の働きかけを積極的に行っています。</p> <p>教員の働き方改革については、国や東京都の取組に加え、区独自の働き方改革推進プランを策定し、教員業務をサポートする人材の配置、学校徴収金システムの導入、出退勤管理システムの導入による在校時間の可視化など、様々な取組を進めてきました。また、学校の実情に応じた学校行事の削減・縮減や休務日の設定、校務の効率化などを促してきました。</p> <p>コロナ禍を一つの契機と捉え、これまでの習慣や慣例にとらわれない学校運営の見直しを行うとともに、引き続き、多面的な支援や方策を通じて教員の働き方改革を推進していきます。</p>	□



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
11	<p>私立保育園は、地域の保育園との交流がとても少なく、特に5歳児交流や園交流のような複数園交流も全くないことに不安を覚えている。小学校へ行く回数もとても少なく、スタートも遅いことに驚いた。保育園、幼稚園、小学校の先生の忙しさも承知しているが、春の早い時期からの取り組みをお願いする。</p> <p>小学校は閉ざされた空間で、防犯面においても公開することは難しいと思うが、運動会が終わる頃に年長児向けの保護者会や学校公開などの情報提供をお願いする。</p>	<p>園児と児童の交流については、私立区立に関わらず、小学校と近隣の幼稚園・保育所が調整をしながら実施しています。近年は新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、こうした交流活動が難しい面もありました。</p> <p>今後も、適切な時期に地域の各園の交流や園児と児童の交流活動が深まるよう、働きかけていきます。</p> <p>小学校では、運動会や学芸会などの行事や土曜授業の様子を地域の方もご覧いただくことができます。学校公開や保護者会などの情報については、各学校のホームページや学校だよりなどで周知しています。</p> <p>これから入学を予定されている方が必要とする情報についても、適切なタイミングで提供できるよう努めていきます。</p>	△
12	<p>「教育・保育の環境をこれまで以上に充実させていくとともに、家庭や地域の人々、行政が十分に協力・連携して、社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みを作っていく」とあるが、保護者が置かれている環境が考慮されていないのではないか。無作為抽出の家庭へのアンケート結果のデータなども活用し、基本方針を策定しながらも柔軟な取り組みを考えていくべきではないか。または支障のある家庭への支援に重きを置くといった取り組み方も重要だと考える。これらの観点や意思が伝わってこないと感じる。</p>	<p>保護者や家庭のニーズについては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、無作為に抽出した就学前児童家庭および小学校児童家庭の各3,000人に対し、ニーズ調査を実施するなどにより、定期的に把握しています。</p> <p>本方針は、「練馬区教育・子育て大綱」に基づき策定するものです。大綱では、教育分野、子育て分野それぞれの重点施策を掲げています。</p> <p>子育て分野においては、「支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実」を重点施策の一つとして定めています。</p>	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
その他			
13	<p>学びが義務教育の外に向いているのが世の中の動向と捉え、これを良しとするのか、義務教育に関心を引き戻すのか、教育委員会として立ち位置を明確にしてほしい。</p>	<p>区では、「練馬区教育・子育て大綱」に基づき、「学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実」を重点施策の一つに定め、基礎的・基本的な知識・技能や、考える力、判断する力、表現する力など、義務教育段階において必要な力を確実に身に付けられるよう教育施策を展開しています。</p> <p>また、保護者や地域の方に区の教育に関する取組の理解を深めていただくため、「教育だより」の発行、学校公開、「練馬区教育実践発表会」などの情報発信に努めています。</p>	□
14	<p>現在、小学校3校の5年生に田植え体験とその際に行われてきた伝統的な儀式を伝える活動をしている。学校の地域連携の取り組みを行っているが、こちらから連絡しないと今年度活動するか分からず、突然今年度はできませんと言われ、長年行ってきた活動が出来なくなっている。活動のための準備があるので、新年度が始まってから活動について決めるのではなく、継続して実施してもらいたい。校内の人事が優先されており、地域活用方針などが伝えられていないと感じる。地域連携のあり方について考えを教えてほしい。</p>	<p>区立学校では、地域社会に信頼される開かれた学校づくりを目指し、地域連携の充実に向けた地域人材の活用を推進しています。</p> <p>各学校においては、学校の実態に応じて、地域人材を活用した教育活動を教育課程に位置付け、地域連携の充実に取り組んでいます。今後も、地域と連携した教育活動が充実するよう働きかけていきます。</p>	△

令和 5 年 10 月 5 日  
教育振興部教育施策課

練馬区幼保小連携推進方針について

1 素案からの主な変更・追加等について

(※) 備考欄の凡例

「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
<b>I (仮称) 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方</b>				
1	1 頁	1 方針策定の趣旨	「平成20年に同時改訂・改定された」を「平成20年に文部科学省と厚生労働省が同時改訂・改定した」に変更 「平成29年の要領・指針の同時改訂・改定」を「平成29年の文部科学省と厚生労働省による要領・指針の同時改訂・改定」に変更	
<b>II 幼保小連携・接続が求められる背景</b>				
2	3 頁	本文	小学校入学に伴う環境の変化による子どもへの影響や、子どもをつまづきが不登校の要因にもなりかねない観点からも、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要であることが、文部科学省の特別委員会において指摘されている旨を追記	◎
<b>幼保小連携の全体のイメージ</b>				
3	11 頁	イメージ図	イメージ図のレイアウトや記載内容を変更	◎

2 練馬区幼保小連携推進方針について

別添のとおり

## 練馬区幼保小連携推進方針

令和5年（2023年）9月

練馬区教育委員会

## 目 次

I	練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方	1
1	方針策定の趣旨	
2	方針の位置付け	
II	幼保小連携・接続が求められる背景	3
III	国の幼保小連携・接続の推進の経過	4
IV	区の幼保小連携・接続の推進に係る取組	5
1	練馬区幼保小連携推進協議会の設置等	
2	幼保小連携・推進に向けた事業	
(1)	研修会	
(2)	幼稚園・保育所・小学校における事業	
(3)	情報共有の促進	
(4)	家庭教育への支援	
V	実態調査の実施	8
1	令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査	
2	実態調査から分かったこと	
(1)	主な成果	
(2)	主な課題	
VI	今後の取組	9
1	幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実	
2	家庭教育支援の充実	
○	幼保小連携の全体イメージ	11
○	資料1 練馬区幼保小連携推進協議会設置要綱	14
	資料2 令和4年度練馬区幼保小連携推進協議会委員および調査員名簿	16
	資料3 幼保小連携推進研修会	17
	資料4 幼稚園・保育所と小学校の懇談会	21
	資料5 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査抜粋版	27

<本書の中の用語>

小学校・・・区立小学校

## I 練馬区幼保小連携推進方針の基本的な考え方

### 1 方針策定の趣旨

次代を担う子どもが夢や目標をもち、困難を乗り越え、自らの未来を力強く切り開きながら健やかに成長するためには、教育・保育の環境をこれまで以上に充実させていくとともに、家庭や地域の人々、行政が十分に協力・連携して、社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みを作っていくことが大切です。

幼児期の教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであるとされています。平成20年に文部科学省と厚生労働省が同時改訂・改定した幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領（以下「要領・指針」といいます。）では、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園・保育所と小学校の連携に係る規定が新たに盛り込まれました。

区では、平成24年にこども家庭部が設置され保育所の所管が教育委員会となったことを契機に、幼児教育・保育と小学校教育の連携のあり方を協議し、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育の充実に向けて連携して取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会（以下「協議会」といいます。）を設置しました。協議会での協議を重ね、平成28年に「練馬区における幼保小連携の推進について」（以下「幼保小連携の推進について」といいます。）を策定するとともに、推進に向けた様々な取組を実施しています。

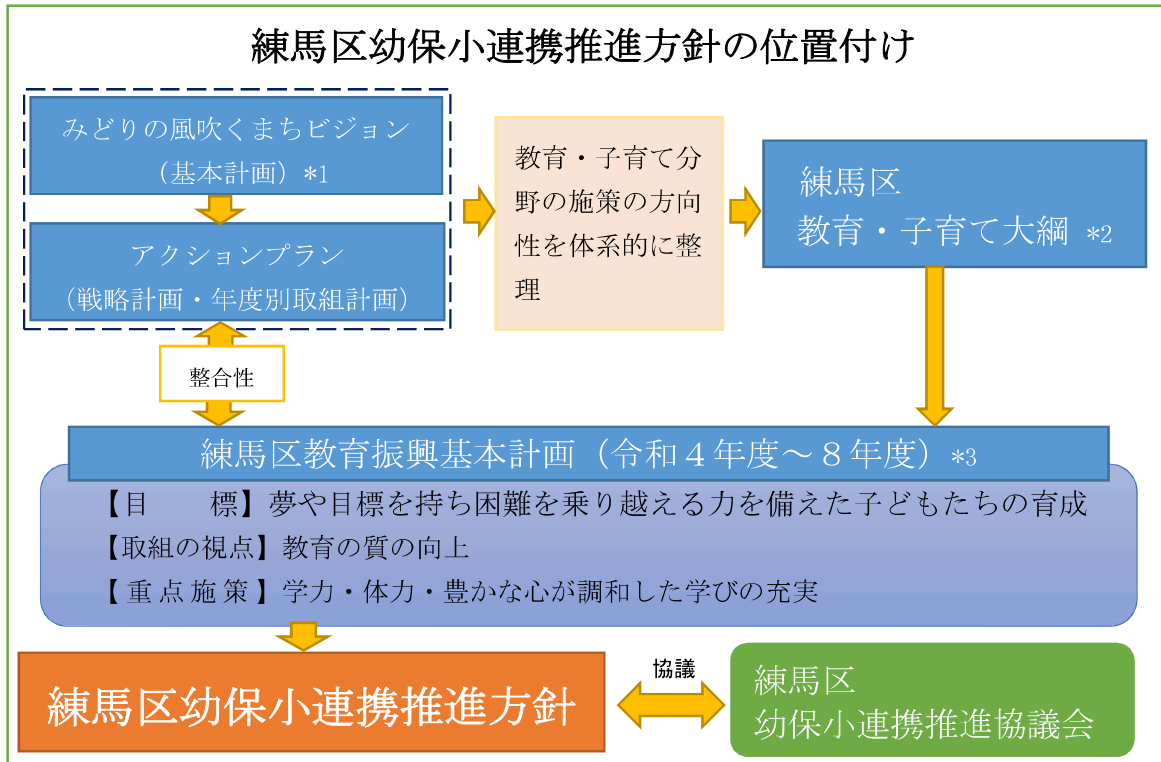
その後、平成29年の文部科学省と厚生労働省による要領・指針の同時改訂・改定では、育ちと学びの連続性を意識した幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが明記され、子どもの成長を理解する手掛かりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に整理されました。

また、文部科学省は令和3年に、幼児教育の質的向上および小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（以下「架け橋特別委員会」といいます。）を、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置し継続的な審議を行いました。令和5年2月には、「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」（以下「審議まとめ」といいます。）を取りまとめました。

架け橋特別委員会の審議まとめによる提言とともに、これまでの区の幼保小連携に係る様々な取組の実績および「令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査」の結果を踏まえ、幼保小の関係者の連携・協働のもと、より円滑な接続が実践できるよう、「幼保小連携の推進について」を改定し、新たな幼保小連携の推進方針を示します。

## 2 方針の位置付け

本方針は、「練馬区教育・子育て大綱」と「練馬区教育振興基本計画」に基づき策定するものです。



\*1平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン」を策定した。平成31年3月には、新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱の一つとして掲げている。

\*2平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長と教育委員会が協議し大綱を策定することと定められた。区では、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱」を策定し、さらに令和3年3月大綱を改定した。大綱では、「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示している。

\*3教育振興基本計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の教育分野に関連した個別計画であり、改定した「練馬区教育・子育て大綱」の施策の方針に基づき施策の具体的な実行計画を示している。

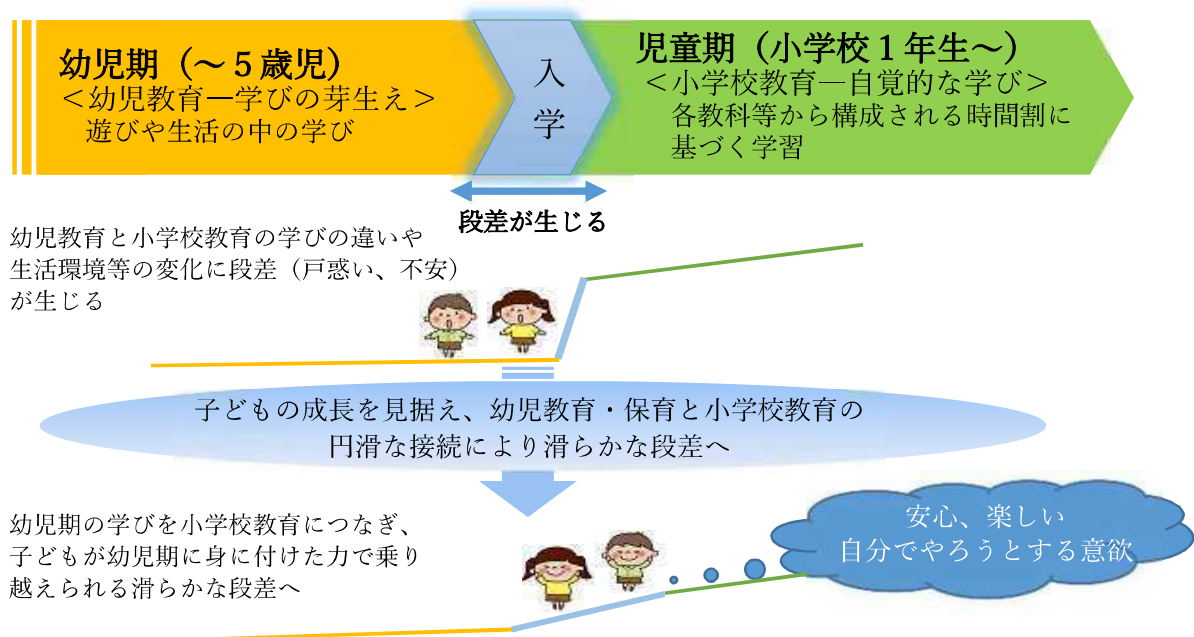
## II 幼保小連携・接続が求められる背景

幼児期は、遊びを中心とした学びの中で豊かな感性、知的好奇心、思考力など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であり、児童期は、教科等の学習や学校生活により知的能力や社会性などが発達し、人格形成が促進される時期です。

幼稚園や保育所における「遊びや生活の中の学び」と小学校における「各教科等から構成される時間割に基づく学習」という教育内容の違いから、小学校入学当初の子どもが、学習・生活環境の変化に戸惑いや不安を感じ、一人で悩みを抱えこむことにより、その後の学習や生活に支障をきたすことがあります。この時期につまずいてしまうことは、その後の学校生活や成長に負の影響を与えかねません。ひいては不登校の要因にもなりかねず、この点からも幼児教育と小学校教育の円滑な接続が重要であることが、架け橋特別委員会の審議まとめにおいて指摘されています。

また、遊びを通して学ぶという幼児期の特性に関する認識が、社会的に共有されているとは言い難く、幼児教育については、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと理解されることもあります。

幼児教育は、遊びを通して小学校以降の教育の基盤となる資質・能力を育成していくこと、小学校教育は、幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施していくことについて、改めて家庭等に周知するとともに幼保小の関係者間の共通認識を図り、施設類型や学校種を越えた連携により、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められています。





### Ⅲ 国の幼保小連携・接続の推進の経過

【平成 29 年 3 月】

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および小学校学習指導要領が同時改訂・改定された。

- 幼児教育施設と小学校との円滑な接続を図ることが明記された。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、子どもの成長を理解する手掛かり等が共通に整理された。

【令和 3 年 7 月】

○「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置された。

【令和 4 年 3 月】

○「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が取りまとめられた。

【令和 5 年 2 月】

○「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」が取りまとめられた。

国の審議まとめでは、幼稚園・保育所と小学校において連携の必要性に関する意識に差があることや、連携の内容が行事の交流等の取組にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていないケースが多いことなどの全国的な課題が示されました。

これらの課題を踏まえ、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期である、義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、幼保小においては、架け橋期の教育の位置付けや重要性について認識をそれぞれの関係者が共有し、子どもの成長を中心に捉えながら一体となって、架け橋期の教育の充実に取り組むことが提言されています。

## IV 区の幼保小連携・接続の推進に係る取組

### 1 練馬区幼保小連携推進協議会の設置等（資料1、2）

【平成24年5月】

- 練馬区幼保小連携推進協議会の設置
- ・幼児教育・保育と小学校教育の連携のあり方を協議するため設置した。

【平成28年5月】

- 「練馬区における幼保小連携の推進について」の策定
- ・区における幼保小連携推進の取組の羅針盤の役割を果たすもの

【平成30年6月】

- 「ねりま接続期プログラム～子どもの育ちと学びをつなぐ～」の作成
- ・接続期（5歳児の10月から小学校1年生の5月上旬まで）における指導のポイントや実践例をまとめたもの

区の協議会では、幼保小それぞれの関係者が集まり、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うために継続的な協議を行っています。関係者が情報を共有することにより、特別な配慮を必要とする子どもへの支援など様々な課題への共通認識が深まり、相互の教育・保育内容や指導内容について理解が進んでいます。

「ねりま接続期プログラム」は、幼稚園・保育所にて指導計画を作成・実施する際、小学校においては、スタートカリキュラムを編成・実施する際に活用しています。

## 2 幼保小連携・推進に向けた事業

現在区では、幼稚園・保育所と小学校の連携・接続を推進するため、次の事業を行っています。

### (1) 研修会

#### ① 幼保小連携推進研修会（資料3）

幼児期から児童期に至るまでの現状と課題、幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について相互理解を深めるとともに、練馬区の幼保小連携の方向性について共通理解を図ることを目的として、地区別、対象者別（幼稚園・保育所の管理者、小学校長向けおよび5歳児担任・小学校1年生担任向け）に実施しています。

この研修会は、有識者の講演後、近隣施設のグループに分かれて意見交換を行っており、交流機会の役割も担っています。令和3年度から幼稚園・保育所の管理者、小学校長向け研修の有識者による講演を動画配信し、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士の受講の機会を提供しています。

#### ② 幼児教育研修会

幼稚園や小学校の教員を対象に、幼稚園研究保育、実技研修や小学校授業参観を実施しています。幼児教育に対する基本的な考え方や指導・援助のあり方について教員の資質向上を図っています。

### (2) 幼稚園・保育所・小学校における事業

#### ① 懇談会（資料4）

幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士が情報交換および情報提供を行うことにより、相互理解を図り、子どもの成長と発達を見通した指導・援助につなげていくことを目的として実施しています。区内を8ブロックに分け、毎年度、各地区の小学校1校が開催校となり、小学校と近隣の幼稚園・保育所の校長・園長などが参加し、授業参観、交流を行っています。幼児教育と小学校教育についての理解を深める機会等となり、園児・児童の指導に資しています。

#### ② 園児と児童の交流活動

小学校とその近隣の幼稚園・保育所の児童・園児による交流事業として「一緒に遊ぶ」、「授業の見学」等による交流を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および3年度は、対面で行う直接交流は一時的に減少しましたが、児童から園児へ手紙を送ったり、ICTを活用したWeb会議システム等による交流を実施しています。

### ③ 保育士・教員の交流活動

区立保育所（直営）で、「保育でつながろう ～いつでも・どこでも・どなたでも～」を通じ、保育の向上に取り組んでいます。各保育所近隣の保育施設だけでなく、幼稚園や小学校の教員と保育士が交流することにより、地域の子育て力の向上を図っています。

### (3) 情報共有の促進

#### ① 「ねりま幼保小連携だより」の発行

幼稚園・保育所・小学校が実践した交流・連携事例やスタートカリキュラムの事例紹介を中心に幼保小連携に関わる情報を提供するため、区内の幼稚園・保育所・小学校へ配布しています。

#### ② 小学校の行事等一覧表および施設名簿等、参考資料の提供

小学校の学校公開や運動会等の行事一覧、連絡先一覧を作成し、区内の幼稚園・保育所・小学校に配布しています。小学校見学や保護者への情報提供等に活用しています。

### (4) 家庭教育への支援

#### ① リーフレットの配布

小学校の様子や子育て相談などの支援制度等を周知し、小学校への入学を控えた子どもや保護者の不安の軽減につなげることを目的に、保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生～親子でいっしょに入学準備～」を区内の幼稚園・保育所、各区民事務所窓口等を通じて配布しています。

区立小学校へ入学を予定している外国籍児童・保護者向けに、「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」を区ホームページに掲載しています。小学校での生活、入学前に準備するもの、給食などについて紹介しています。やさしい日本語版、英語版、中国語版、韓国語版の4種類があります。

#### ② 幼稚園・保育所・小学校による子どもと保護者への支援

区立幼稚園や区立保育園では、地域の乳幼児と保護者（未就園児とその保護者を含む）を対象に、園庭開放や地域の方々との交流事業を行っています。乳幼児同士の交流の機会になるとともに、保護者が教員や保育士に子育ての悩みや不安を相談したり保護者同士の情報交換の場となっています。

また、幼稚園・保育所・小学校では、各施設の園庭開放や行事案内等を各施設のホームページ等で情報提供をしています。

## V 実態調査の実施

### 1 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査（資料5）

区における幼保小連携の取組の実績、関係者の意識などについて現状を把握し、「幼保小連携の推進について」等改定に向けた検討資料とするため、実態調査を実施しました。

- ・調査期間 令和4年9月～10月
- ・調査対象 区内幼稚園（41園）・保育所（208所）・小学校（65校）
- ・調査方法 アンケート方式（Web調査）

### 2 実態調査から分かったこと

#### (1) 主な成果

- 研修会や懇談会は、幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士がそれぞれの教育内容の理解を深め、幼児期の教育と小学校教育を円滑につなぐ必要性を理解する一助となっています。「幼保小連携の取組は今後さらに重要だと思いますか」という設問に対し、「そう思う（幼稚園・保育所：83%、小学校66%）」、「ややそう思う（幼稚園・保育所：12%、小学校31%）」の回答があり、幼保小連携の重要性についての認識が深まっています。（33頁参照）
- 園児と児童の交流活動については、園児は「小学校への期待が高まり、入学への不安が解消された、安心感を持った」、児童は「上級生としての意識が高まった」など、実施による成果に関する回答が多くありました。（29頁参照）

#### (2) 主な課題

- 令和3年度、幼稚園教員・保育士と小学校教員との交流は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら約半数の施設で行われましたが、幼児教育・小学校教育の教育内容等に関する理解の共有や連携を行っている施設は少数（幼稚園・保育所：28園、小学校：8校）でした。（30頁参照）
- 幼稚園・保育所と小学校が協働して5歳児の指導計画等を作成した施設は2園のみでした。（30頁参照）
- 令和3年度にスタートカリキュラムを編成、実施した学校は、全小学校の6割でした。（33頁参照）

実態調査の結果から「幼保小連携の推進について」で掲げた教育内容等に関する理解の共有や連携等は一部の取組にとどまっています。幼保小の円滑な接続を図るため関係者の連携・協働をさらに促進していく必要があります。

## VI 今後の取組

### 1 幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実

義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、幼保小が連携・協働して子どもの発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要です。

現在、幼稚園・保育所・小学校において実施されている幼保小連携のための取組は、そのほとんどが以下の表の「1 情報交換」から「2 交流」の段階に該当します。幼保小の取組が交流にとどまることなく、連携の状況に応じて段階が発展できるよう、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が連携・協働のもと、子ども一人ひとりの特性に応じた指導・援助を行うことや、それぞれのカリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進していきます。

【幼保小連携の段階表(例)】

段階	幼稚園・保育所	小学校	教育委員会
1 情報交換	保育公開の案内 小学校との情報交換	授業公開の案内 幼稚園・保育所との情報交換	幼保小連携の啓発 連携に必要な情報提供 懇談会
2 交流	生活科授業への参加 学校行事への参加 教員・保育士の小学校見学 各取組についての小学校との事前打合せ、振返り	生活科授業交流 学校行事への招待 教員の幼稚園・保育所見学 各取組についての幼稚園・保育所との事前打合せ、振返り	幼保小連携推進研修会 幼児教育研修会 連携事業実施にかかる経費補助
3 互恵性による連携	小学校教員との連携指導 教育課程・全体的な計画、 指導計画への位置付け	幼稚園教員・保育士との連携指導 教育課程、指導計画への位置付け	「架け橋期のカリキュラムの手引書」の作成
	公開保育・授業を通し、相互の教育の内容や方法に関する協議、理解の深化		
4 架け橋期のカリキュラムの実施	幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士の連携・協働による架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善		定期的・継続的な取組の支援 架け橋期のカリキュラムの実施支援

- 「ねりま接続期プログラム」を、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」を一体的に捉え、子どもの発達段階や学びの連続性などの共通の視点を持った架け橋期のカリキュラムの検討・開発、実施、検証、改善に取り組むことを支援する手引書として改定します。また、小学校のスタートカリキュラムの編成・実施につながるよう具体的な実践事例等を提供し、さらなる活用を促進していきます。

- 幼稚園・保育所・小学校がそれぞれの教育内容・方法や幼児教育・保育と小学校教育の連続性等について理解を深め、連携・協働を図るため、文部科学省が令和4年度から進めているモデル地域（全国で19自治体）における先進事例の実践方法等について情報収集を行い、研修会、懇談会等の充実に取り組んでいきます。
- 幼稚園・保育所・小学校の教員・保育士の交流や連携・協働において、ICTやオンライン等の効果的な活用を検討し、オンライン会議・研修の実施や幼保小のポータルサイトの開設など、より参加しやすい情報共有や意見交換の機会を提供していきます。

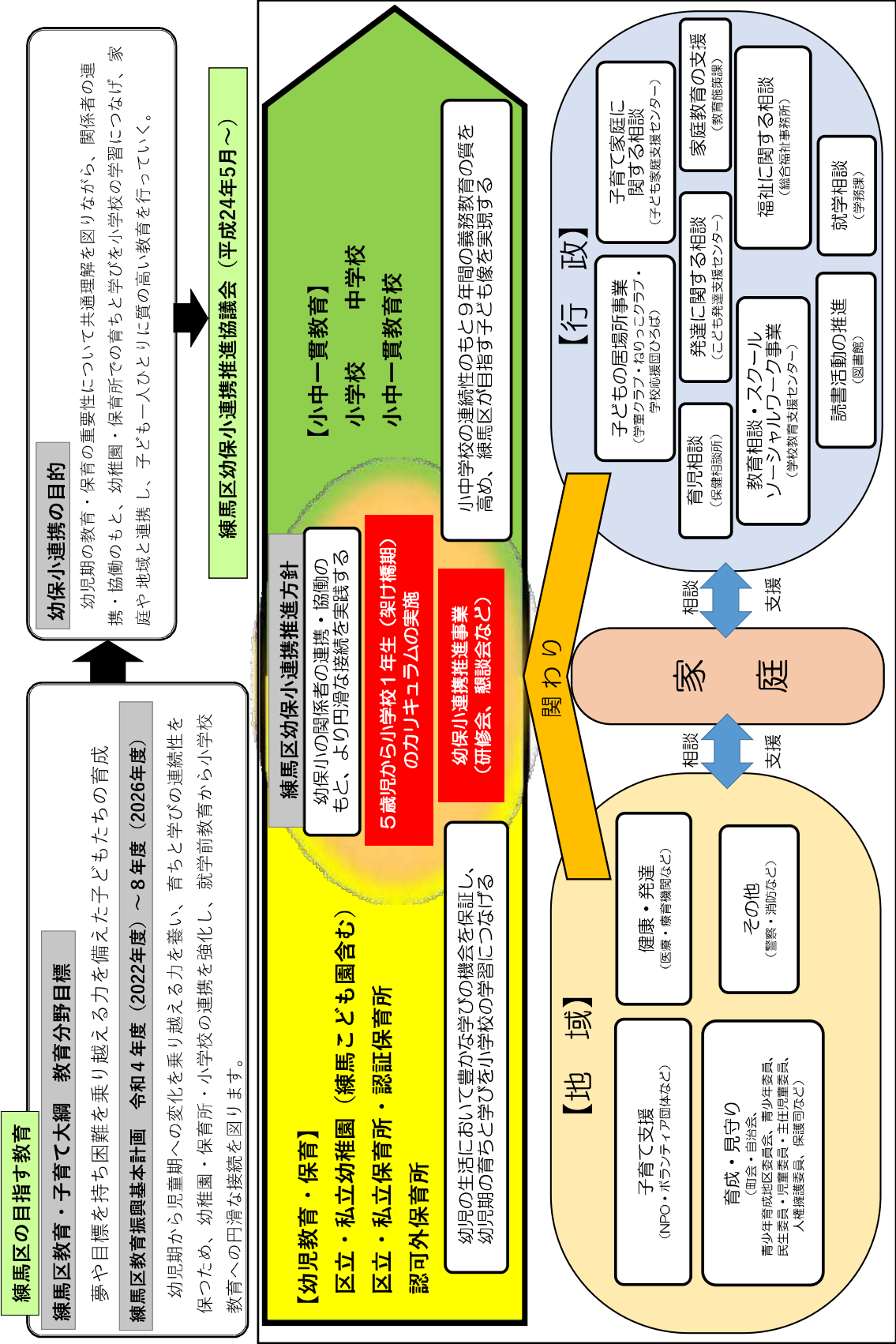
## 2 家庭教育支援の充実

子どもたちが健やかに成長していく過程で、基本的な生活習慣や人間性・社会性・考え方などは家庭生活の中で育まれます。

子どもたちの健全育成を進めるために、幼稚園・保育所・小学校、地域社会や関係機関と協力しながら、家庭教育に関する啓発や情報の提供、子育てに係る相談等の支援を充実し、家庭の教育力の向上や保護者の子育てに関する悩みの軽減につながる取組を拡げていきます。

- 幼稚園・保育所では、幼児期の育ちと学びの重要性や小学校との接続について保護者の理解促進を図るため、子どもの生活や学びの様子を写真や動画を用いて伝えることや、小学校長等による5歳児の保護者向け講話などの取組が始まっています。各幼稚園・保育所における取組の好事例を幼保小の関係者に情報提供し、関係者間の橋渡しを支援するなど、より多くの幼稚園・保育所で効果的な取組が実施されるよう働きかけていきます。
- 幼稚園・保育所・小学校では、家庭教育や子育て支援に関する様々な取組を実施しています。このたび、区が実施している家庭教育支援事業や保護者が抱えている子育てに関する悩みの軽減につながる事業を、目的・内容別、子どもの年齢別に検索できる専用のサイトを区ホームページに開設しました。日常的に保護者と接している幼稚園・保育所・小学校と連携しながら保護者向けの情報発信に努めていきます。

# 幼保小連携の全体イメージ







# 資 料

## 練馬区幼保小連携推進協議会設置要綱

平成 24 年 5 月 17 日

24 練教教第 10053 号

### (設置)

第 1 条 区立小学校に入学する子供一人一人の望ましい成長と発達に向けて、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方を協議し、それぞれの機関が教育の充実にむけて取り組むため、練馬区幼保小連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化に関する事
- (2) 公私立保育所と区立小学校との連携の強化に関する事
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

### (会長および委員)

第 3 条 協議会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 会長は、教育振興部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、こども家庭部長がその職務を代理する。
- 5 委員は別表のとおりとし、教育振興部長が委嘱する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報告)

第 5 条 会長は、協議の状況および結果について、必要に応じて教育長へ報告する。

### (調査員の設置)

第 6 条 協議会は、協議を円滑に行うために、調査員を設置することができる。

2 調査員は、第 2 条に係る事項について、調査および資料作成等を行い、結果を会長へ報告する。

- 3 調査員は、会長が委嘱する。
- 4 その他、調査員に関して必要な事項は、会長が定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集する。

2 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育施策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

付 則 (平成24年6月5日24練教教第10110号)

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

付 則 (平成25年4月5日25練教教第10003号)

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日28練教教第10109号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月26日30練教教第10372号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

役職等	人数
練馬区私立幼稚園協会	1名
練馬区私立保育園協会	1名
練馬区立幼稚園長会	1名
練馬区立保育園長会	2名
練馬区立小学校長会	2名
こども家庭部長	-
教育指導課長	-

## 資料2

### 令和4年度練馬区幼保小連携推進協議会委員および調査員名簿

【協議会委員】 ※会長は教育振興部長が務める

	氏名	団体名	備考
1	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会	向南幼稚園長
2	桑田 則行	練馬区私立保育園協会	最勝寺みのり保育園長
3	鈴木 裕美	練馬区立幼稚園長会	光が丘むらさき幼稚園長
4	鈴木 康予	練馬区立保育園長会	関町第三保育園長
5	上野 美和子	練馬区立保育園長会	大泉学園保育園長
6	佐々木 秀之	練馬区立小学校長会	大泉小学校長
7	小高 敏男	練馬区立小学校長会	豊玉小学校長
8	小暮 文夫		こども家庭部長
9	山本 浩司		教育振興部 教育指導課長

【アドバイザー】

	桶田 ゆかり	十文字学園女子大学 教授	
--	--------	--------------	--

【調査員】

	氏名	団体名	備考
1	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会	向南幼稚園長
2	橋爪 千尋	練馬区私立幼稚園協会	北町カトリック幼稚園長
3	田中 美津大	練馬区私立保育園協会	なんこう保育園長
4	高見 亮平	練馬区私立保育園協会	どんぐり山保育園主任
5	金子 洋子	練馬区立幼稚園長会	北大泉幼稚園長
6	小泉 幸恵	練馬区立保育園長会	田柄保育園長
7	中野 晴美	練馬区立保育園長会	北大泉保育園長
8	内木 勉	練馬区立小学校長会	光が丘春の風小学校長
9	檜垣 盛喜	練馬区立小学校長会	大泉第六小学校長
10	南 新之助		教育振興部 学務課 幼稚園係長
11	高橋 庸介		教育振興部 教育指導課 指導主事(幼稚園担当)
12	原田 昌子		こども家庭部 こども施策企画課 こども施策担当係長
13	中沢 浩一		こども家庭部 保育課 管理係長
14	山森 清一		こども家庭部 保育課 私立保育所係長

(敬称略)

## 幼保小連携推進研修会

## 【平成28年度】

日時	平成28年6月21日(火) 午後2時～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「幼児期の教育と小学校教育との連携における相互理解」 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	179名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携に上下なしという視点を大切にしたい。</li> <li>・小学校、幼保のとらえ方の違い等わかりやすく聞くことができた。</li> <li>・それぞれの指導に敬意を払うことの重みを感じた。</li> </ul>

日時	平成28年8月1日(月)・2日(火) 午後1時30分～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「幼児期の教育と小学校教育との連携における相互理解」 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ253名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互理解の大切さを感じた。</li> <li>・具体的に交流をもつことや先を見据えることが大切であると思った。</li> <li>・幼保小の違いや具体的な写真、事例が分かりやすかった。</li> </ul>

## 【平成29年度】

日時	平成29年6月20日(火) 午後2時～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 幼児教育と小学校教育との円滑な接続ー幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりにー 講師 國學院大學 教授 神長 美津子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	189名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よいタイミングで最新情報を得ることができ参考になった。</li> <li>・指針の改定に向けての話や大事にするところが分かりやすかった。</li> <li>・5歳児の終わりまでに育ってほしい姿がよくわかった。</li> </ul>

日時	平成29年8月7日(月)・8日(火) 午後1時30分～4時30分
対象	公私立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 幼児教育と小学校教育との円滑な接続ー幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりにー 講師 國學院大學 教授 神長 美津子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ246名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の生活やカリキュラムの違いについて知ることができ良かった。</li> <li>・今後カリキュラム作成や保育に役立たせたい。</li> <li>・幼児教育や幼児期に身に付ける内容が詳しくわかった。</li> </ul>

【平成30年度】

日時	平成30年 6月19日（火） 午後2時～4時30分
対象	公立立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「保幼小連携教育の推進」 講師 品川区立教育総合支援センター 学級経営指導員 酒井 敏男 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	182名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から幼稚園で大切にしている内容を、講師が伝えてくれて嬉しく感じた。</li> <li>・小学校との連携で、教員や保育士として育つことの大切さを知った。</li> <li>・幼稚園教諭や保育士を体験するのは強烈な学び、子ども感の獲得になると思った。</li> </ul>

日時	平成30年 8月6日（月）・7日（火） 午後1時30分～3時10分
対象	公立立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「保幼小連携教育の推進」 講師 品川区立教育総合支援センター 学級経営指導員 酒井 敏男 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ251名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊富な実践に基づく講演であり、具体性があった。</li> <li>・なかなか繋がりを持たずにいる小学校と、どう関わりをもったら良いのかを考えさせられた。</li> <li>・交流体験の重要性を痛感した。</li> </ul>

【令和元年度】

日時	令和元年 6月18日（火） 午後2時～4時30分
対象	公立立幼稚園・保育所の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 幼保小連携の理解を深めるために～「ねりま接続期プログラム」に基づいて～ 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	201名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携のポイント」の図をもとにとっても具体的でわかりやすい話だった。</li> <li>・子どもの0歳児からの成長の様子がよく分かった。</li> <li>・酒井先生の話聞いて、「ねりま接続期プログラム」の良い活用法が理解できた。</li> </ul>

日時	令和元年 8月5日（月）・6日（火） 午後1時30分～4時30分
対象	公立立幼稚園・保育所の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 幼保小連携の理解を深めるために～「ねりま接続期プログラム」に基づいて 講師 上智大学教授 酒井 朗 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ271名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育園と小学校の連携の大切さを学んだ。</li> <li>・考え方を共有するという点にとっても納得した。</li> <li>・具体的に保育園で育てていく子どもの姿を考えることができた。</li> </ul>

【令和2年度】

日時	令和2年9月14日(月)・18日(金) 午後2時～5時
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「スタートカリキュラム」について 講師 仲町小学校長 米田 典子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール、練馬区役所多目的会議室
参加数	延べ197名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米田校長先生自身の実践例に基づいた具体的な講演が分かりやすかった。</li> <li>・小学校だけでなく、幼保での取組をふまえた実践をしなければならぬと理解した。</li> <li>・幼児教育や保育から切れ目なく、小学校へ円滑に移行できるよう実践したい。</li> </ul>

※担任対象研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

【令和3年度】

日時	令和3年7月5日(月) 午後2時30分～4時00分
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「幼児教育の重要性と小学校との接続・連携」 講師 千葉大学教授 砂上 史子 先生
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	165名(動画配信視聴回数 189回)
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非認知的能力について具体的に分かりやすかった。</li> <li>・遊びを中心とした学びの環境・保育環境づくりについて、改めて考えを整理できた。</li> <li>・学びの形成に関する調査が参考になった。</li> </ul>

日時	令和3年8月2日(月)、8月3日(火) 午後2時～4時
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「幼保小の円滑な接続を目指して～スタートカリキュラムの具体例より～」 講師 仲町小学校長 米田 典子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ164名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校へ送る側は、安心して小学校へ慣れていける内容であるので、安心できた。</li> <li>・学力ではなく、生活そのものを楽しむ力を育むことの大切さを感じた。</li> <li>・具体例があったので、とても分かりやすかった。</li> </ul>

【令和4年度】

日時	令和4年6月21日(火)・28日(火) 午後2時～4時半
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の園長および区立小学校の校長
内容・講師	講演 「気になる子の理解と幼保小連携」 講師 明星大学教授 星山 麻木 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ221名(動画配信視聴回数 339回)
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の根幹に迫るとても良い内容であった。</li> <li>・事例を交えての講演だったので、とても分かりやすかった。</li> <li>・合理的配慮の大切さを改めて感じた。</li> </ul>



日時	令和4年7月26日(火)・27日(水)午後2時～4時半
対象	公私立幼稚園・保育所(園)の5歳児担任、区立小学校1年生担任など
内容・講師	講演 「幼保小の円滑な接続を目指して(2) ～スタートカリキュラムの具体例より～」 講師 仲町小学校長 米田 典子 先生 意見交換会
開催場所	練馬区立区民・産業プラザココネリホール
参加数	延べ209名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートカリキュラムについて具体的な内容は知らなかったので学べて良かった。</li> <li>・スムーズに学びが移行するためにも、入学時のカリキュラムを見直したいと思った。</li> <li>・就学前に求められることなど、具体的に知ることができた。</li> </ul>

## 幼稚園・保育所と小学校の懇談会

## 1 懇談会の目的

幼稚園・保育所・小学校の関係者が情報交換および情報提供を行うことにより相互理解を図り、子供の成長と発達を見通した指導および援助に繋げていくことを目的として実施しています。

## 2 開催方法

区内を分割し、各地区を担当する小学校長(1名)と園長等との懇談会を開催しています。

平成 25 年度・・・5 地区に分割

平成 26 年度から・・・8 地区に分割

## 3 参加者

幼稚園～平成 27 年度から参加 区立幼稚園、私立幼稚園の園長など

保育所～区立保育所(直営園)、区立保育所(委託園)、私立保育所の園長など

認証保育所～令和元年度から参加 施設長など

小学校～担当小学校長(1名)および第一学年の担任など

## 4 質問の事前集約

「各園からの質問に対する小学校からの回答」(令和 2 年 12 月・小学校長会協力)を踏まえ、幼稚園・保育所から小学校への質問を事前に集約して、担当小学校へ送付し、その内容を基に懇談会を実施しています。

## 5 懇談会のまとめの配付

情報共有の観点から、各地区の懇談会の内容をまとめた資料を作成し、教育委員会より各幼稚園・保育所および小学校に配布しています。

## 【平成 28 年度】

担当小学校	開催日時	内容
豊玉南小学校 (豊玉地区)	10 月 11 日(火) 13:30～16:00	授業参観 懇談(全体・グループ) 家庭教育、幼稚園・保育園で培ってほしい こと等
開進第四小学校 (開進地区)	11 月 15 日(火) 12:00～15:45	給食試食・見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 子どもの実態、文字指導について 等
春日小学校 (練馬地区)	11 月 15 日(火) 12:15～16:00	給食試食、給食・掃除・休み時間の見学、 授業参観 懇談(全体) 幼保との接続、子ども同士のトラブル対応等

担当小学校	開催日時	内容
光が丘夏の雲小学校 (光が丘地区)	11月28日(月) 12:00～15:30	給食見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 食育・給食、生活習慣等
富士見台小学校 (石神井東地区)	12月6日(火) 13:20～15:30	授業参観 懇談(全体) 入学当初の姿、卒園までに身に付けておくこと、 保護者対応等
関町北小学校 (石神井西地区)	10月24日(月) 11:15～14:15	授業参観、給食見学・試食 懇談(全体) 入学当初の姿、給食、食物アレルギー対応等
八坂小学校 (大泉東地区)	10月28日(金) 11:15～14:35	給食見学・試食、授業参観 懇談(全体) 幼保小の情報交換の方法、気になる子の対応、 文字指導等
大泉第六小学校 (大泉西地区)	11月8日(火) 13:15～15:45	授業参観 懇談(全体) アクティブラーニングの授業、要録・就学支援シートの活用等

【平成29年度】

担当小学校	開催日時	内容
豊玉南小学校 (豊玉地区)	11月17日(金) 12:00～16:00	給食見学・試食、掃除・昼休み見学、授業参観、帰りの会 懇談(全体・グループ) 就学前に身に付けておくこと、就学支援シートの活用等
北町西小学校 (開進地区)	11月27日(月) 11:15～15:00	授業参観、給食試食、昼休み・掃除見学 懇談(全体) 校長講話(学校経営方針)、要録・就学支援シートの活用等
練馬小学校 (練馬地区)	11月10日(金) 12:15～15:45	給食・掃除・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 接続期の段差、職員間交流、特別支援教育等
光が丘夏の雲小学校 (光が丘地区)	11月13日(月) 13:30～15:30	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(グループ) 入学時の文字指導、交流内容、食物アレルギー対応等
富士見台小学校 (石神井東地区)	11月27日(月) 13:10～15:20	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) 支援が必要な子供の状況と対応、スタートカリキュラムの内容等
関町北小学校 (石神井西地区)	11月13日(月) 11:15～14:15	授業参観、給食見学・試食 懇談(全体) 就学までに身に付けてほしいこと、小学校への情報提供の方法等

担当小学校	開催日時	内容
八坂小学校 (大泉東地区)	11月9日(木) 13:40～15:30	授業参観 懇談(全体) 要録・就学支援シートの書き方と活用、保護者対応等
大泉西小学校 (大泉西地区)	11月2日(木) 12:10～15:30	給食・掃除見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) スタートカリキュラムの内容、特別支援教室、アレルギー対応等

【平成30年度】

担当小学校	開催日時	内容
小竹小学校 (豊玉地区)	11月16日(金) 11:50～16:00	給食試食、給食・掃除・昼休み見学、授業参観、帰りの会見学 懇談(全体・グループ) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に基づく実践等
開進第二小学校 (開進地区)	10月11日(木) 12:00～15:45	給食試食、給食・掃除・昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体・グループ) 気になる子の指導、特別支援教室の内容、要録・就学支援シートの活用等
練馬小学校 (練馬地区)	11月22日(木) 13:20～15:45	授業参観 懇談(全体) ねりま接続期プログラムの活用、就学までに準備しておくこと等
光が丘夏の雲小学校 (光が丘地区)	11月1日(木) 13:20～15:30	授業参観 懇談(全体) 接続期の重要性、就学支援シートの活用と連絡会の実施等
石神井東小学校 (石神井東地区)	11月22日(木) 13:20～15:15	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談会(全体) 就学前に身に付けておくこと、特別支援教育、給食指導等
上石神井北小学校 (石神井西地区)	10月25日(木) 13:25～16:00	全校集会見学、授業参観 懇談(全体) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解、特別支援教育、給食指導等
橋戸小学校 (大泉東地区)	11月6日(火) 11:00～13:45	授業参観、給食試食 懇談(全体) 入学当初の子ども・保護者の状況、特別支援教室の内容等
大泉南小学校 (大泉西地区)	11月30日(金) 11:55～15:00	給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 入学までに保護者に伝えておくこと、就学支援シート・要録の活用等

【令和元年度】

担当小学校	開催日時	内容
豊玉東小学校 (豊玉地区)	11月28日(木) 11:50～16:00	給食試食、給食・昼休み見学、授業参観、帰りの会 見学 懇談(全体・グループ) 特別支援の状況、就学前までに体験してほしいこ と、文字への興味関心等
開進第三小学校 (開進地区)	11月19日(火) 12:00～15:50	給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 就学前までに育ててほしいこと、ねりま接続期プロ グラムの活用等
練馬第二小学校 (練馬地区)	11月28日(木) 13:25～16:00	授業参観 懇談(全体・グループ) 特別支援教室の状況、就学支援シートの活用等
旭町小学校 (光が丘地区)	11月28日(木) 12:20～15:30	給食見学、授業参観 懇談(全体・グループ) 特別支援教室の状況、合理的配慮、スタートカリ キュラムの状況等
下石神井小学校 (石神井東地区)	10月11(金) 13:20～15:25	授業参観、帰りの会 見学 懇談(全体) 就学までに身に付けておくこと、「幼児期の終わり までに育ててほしい姿」等
立野小学校 (石神井西地区)	10月25日(金) 13:20～15:30	授業参観 懇談(全体) 幼保からの接続で必要なこと、要録の活用、気 になる子の保護者への対応等
豊溪小学校 (大泉東地区)	11月12日(火) 12:15～15:45	給食試食、給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 幼稚園・保育園に望むこと、スタートカリキュラム で大切にしていること等
大泉学園緑小学校 (大泉西地区)	11月12日(火) 12:15～15:45	給食試食、給食・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 給食指導、子ども同士のトラブル対応、入学前に 身に付けていくこと

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症拡大のため懇談会中止。

「各園からの質問に対する小学校からの回答」(令和2年12月)を小学校長会の協力を得て作成した。

【令和3年度】

担当小学校	開催日時	内容
旭丘小学校 (豊玉地区)	10月14日(木) 12:55～15:30	昼休み見学、授業参観、帰りの会 懇談(全体) コロナ禍における諸対応、タブレットを使用した授業の状況等
開進第四小学校 (開進地区)	10月19日(火) 13:30～15:30	授業参観 懇談(全体・グループ) コロナ禍の中での交流の在り方、情報提供の在り方等
練馬第三小学校 (練馬地区)	11月11日(木) 12:30～15:00	昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) アクティブラーニングの指導、コロナ禍の子どもへの影響等
光が丘四季の香小学校 (光が丘地区)	11月25日(木) 12:20～15:40	給食・昼休み・掃除見学、授業参観、下校見学 懇談(全体・グループ) 新型コロナウイルス感染対策、支援の必要な子への対応等
北原小学校 (石神井東地区)	10月21日(木) 13:10～15:30	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) 感染症対策や基準、タブレットを使用した授業、給食指導等
関町小学校 (石神井西地区)	11月16日(火) 13:30～16:00	授業参観、帰りの会 懇談(全体) コロナ禍における子どもの変化、文字指導、就学支援シートの活用等
大泉北小学校 (大泉東地区)	10月21日(木) 13:20～15:30	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) スタートカリキュラム、就学前に身に付けたい資質・能力等
大泉第二小学校 (大泉西地区)	11月25日(木) 12:40～14:50	昼休み見学、授業参観 懇談(全体) コロナ禍の学習方法の変化、気になる子の支援、保護者対応等

【令和4年度】

担当小学校	開催日時	内容
小竹小学校 (豊玉地区)	10月31日(月) 12:55～15:30	昼休み見学、授業参観 帰りの会見学 懇談(全体・グループ) 子どもの現状、特別支援教育等
仲町小学校 (開進地区)	12月5日(月) 13:10～16:00	給食・昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体・グループ) 子どもの主体的な姿、気になる子の対応等
練馬東小学校 (練馬地区)	11月8日(火) 12:55～15:00	昼休み見学、授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体) 小学校の生活、タブレットの活用等
光が丘春の風小学校 (光が丘地区)	10月18日(火) 12:15～16:20	給食・掃除・昼休み見学、授業参観 懇談(全体) 1年生の現状と課題、入学までに身に付けてほしいこと等
光和小学校 (石神井東地区)	10月24日(月) 13:15～15:30	授業参観、下校準備・帰りの会見学 懇談(全体) 読み書きの指導、気になる子ども・保護者の情報共有等
関町北小学校 (石神井西地区)	11月28日(月) 11:15～15:00	授業参観、給食見学、給食試食 校長講話 「小学校における特別支援教育の現状について」 懇談(全体・グループ) 発達気になる子どもの支援・対応等
大泉学園小学校 (大泉東地区)	10月24日(月) 13:00～16:00	授業参観、帰りの会・下校見学 懇談(全体・グループ) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等
大泉第三小学校 (大泉西地区)	11月14日(月) 13:15～15:30	授業参観 懇談(全体・グループ) 子どもの現状と就学までに身に付けておいてほしいこと等

## 令和4年度練馬区幼保小連携に関する実態調査 抜粋版

## &lt;調査概要&gt;

## 【調査目的】

区における幼保小連携の取組の実績、関係者の意識などについて現状を把握し、「幼保小連携の推進について」等改定に向けた検討資料とするため、実態調査を実施しました。

## 【調査対象および回答数】

(園、校)

施設名	施設数	回収数	回収率	備考
区立幼稚園	3	3	100%	
区立保育所	60	60	100%	民間委託園を含む
私立幼稚園	38	32	84%	
私立保育所	131	110	84%	一部分園は除く
認証保育所	17	11	65%	
区立小学校	65	65	100%	
合計	314	281	89%	

・回答者…施設管理者（園長または副園長、校長または副校長）

## 【調査方法】

アンケート方式（Web調査）

## 【調査対象期間】

令和4年9月～10月

## 【調査項目 目次】

- 1 園児と小学校の児童に係る交流活動の取組について .....28
  - （問1-1）令和3年度中の園児と小学校の児童の交流活動の実施について
  - （問1-2）令和3年度中に実施した交流活動について
    - （問1-2-1）交流活動を実施したことによる成果・効果について
    - （問1-3）令和3年度中に実施しなかった理由について
- 2 幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携について .....30
  - （問2-1）令和3年度中の幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携の取組の実施について
  - （問2-2）令和3年度中に実施した連携の取組について
  - （問2-3）取組を実施しなかった要因について
  - （問2-4）今後実施、継続したい取組について
- 3 指導計画の作成、スタートカリキュラムの編成、実施について .....33
  - （問3-1）<小学校への質問>スタートカリキュラムの編成、実施について  
<幼保への質問>5歳児の指導計画の作成、実施について
- 4 幼保小連携に係る取組全般について .....33
  - （問4-1）幼保小連携の取組の今後の重要性について
  - （問4-2）教育委員会に取り組んでほしいことについて



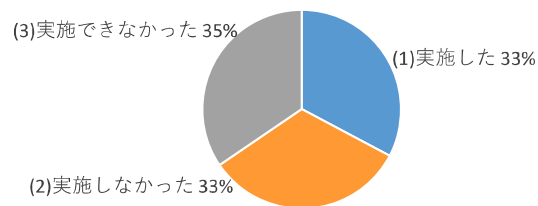
## 1 園児と小学校の児童に係る交流活動の取組について

### 【問1-1】

令和3年度中に園児と小学校の児童の交流活動を実施しましたか。

(n=281)

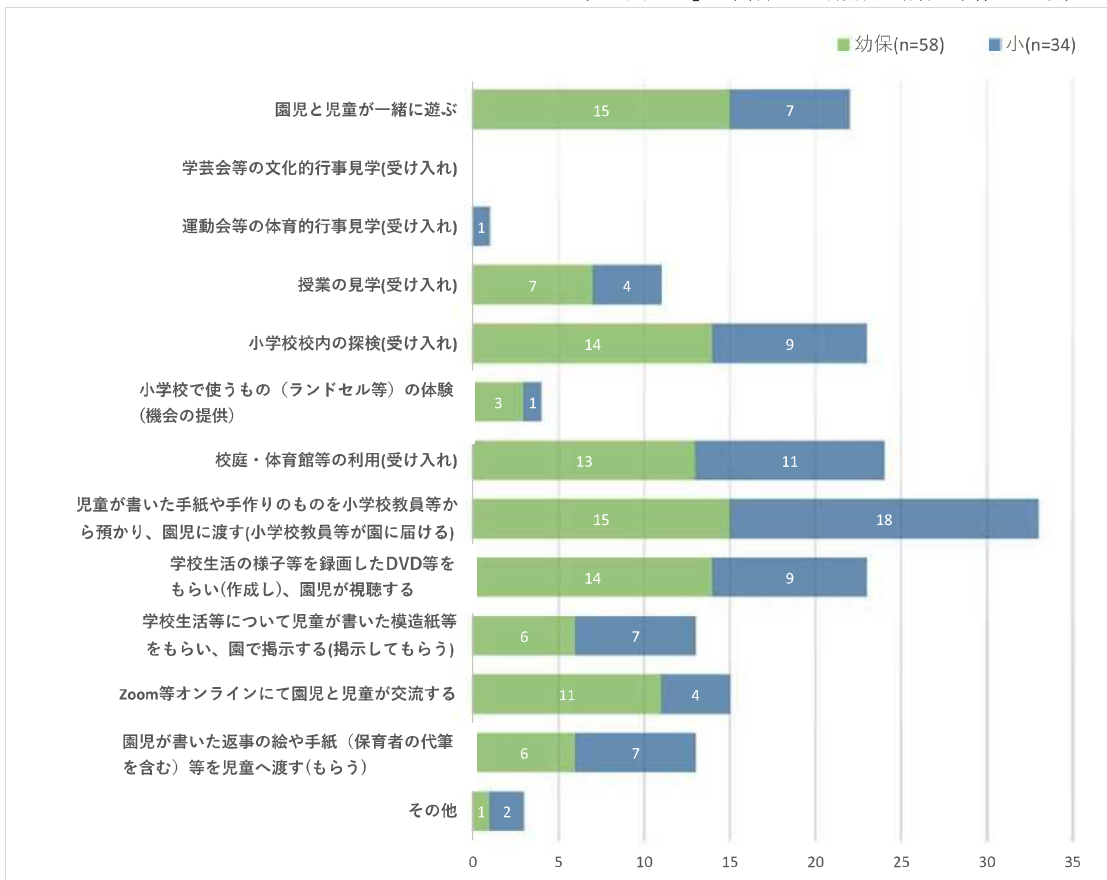
選択肢	幼保		小		合計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率
(1) 実施した（学校の様子を録画したDVDを園に届けたり、オンラインでの間接的な交流を含む）	58	27%	34	52%	92	33%
(2) 特に交流の計画は無く、実施しなかった	88	41%	4	6%	92	33%
(3) 計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のため実施できなかった	70	32%	27	42%	97	35%



### 【問1-2】 問1-1で「実施した」を選択した方にお伺いします。

下記の取組例の中で、令和3年度中に実施した交流活動を教えてください。（複数回答）

（「実施した」と回答した施設数：幼保58園、小34校）



【問1-2-1】

交流活動を実施したことにより、成果・効果があったと考える点を教えてください。

主な記載内容

< 幼保 > (意見数:48件)

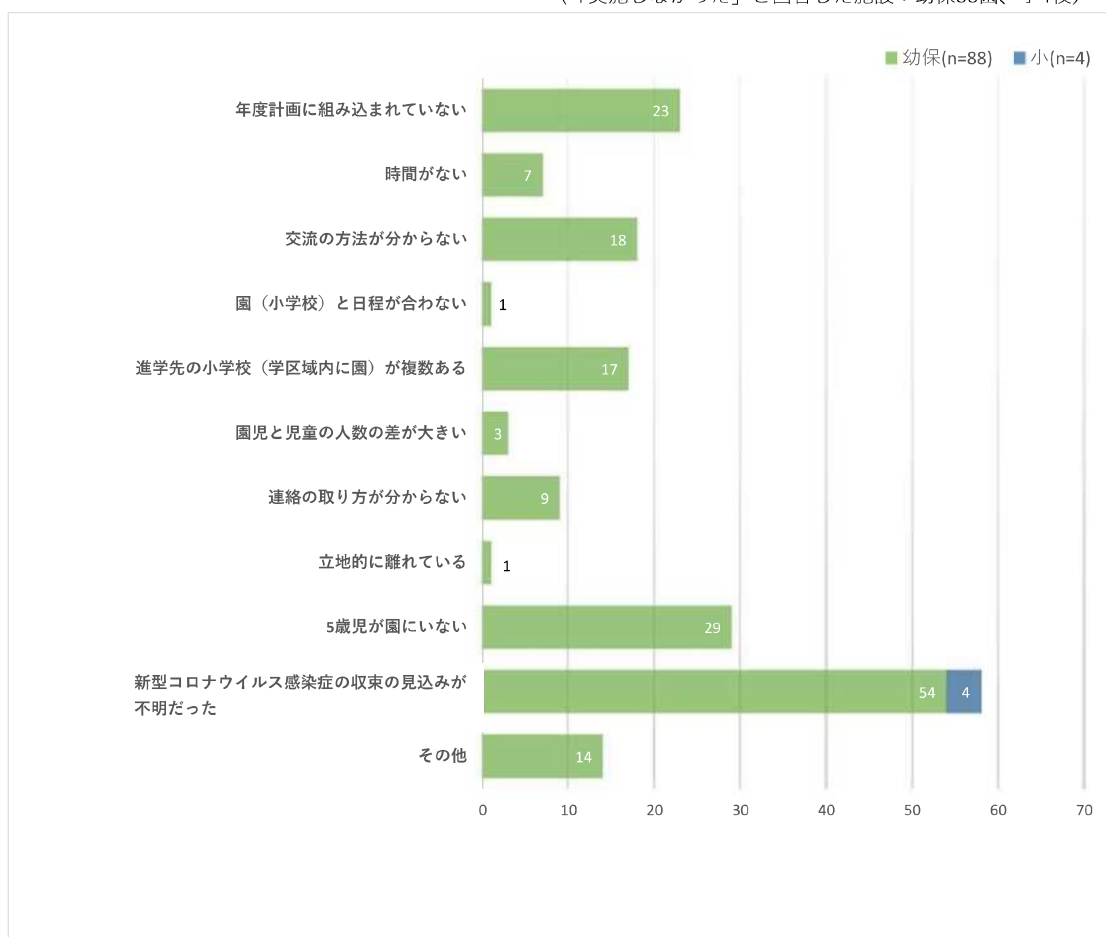
- ・園児の小学校入学への不安が減り、期待が高まった。(25件)
- ・小学校入学へのイメージがわき、楽しみにしている様子であった。(6件)
- ・園児が小学校を身近に感じられた。(3件)

< 小学校 > (意見数:29件)

- ・次年度に向けて上級生としての責任感を育むことができた。(18件)
- ・新1年生をあたたく迎えようとする気持ちが高まった。(3件)

【問1-3】 問1-1で「特に交流の計画は無く、実施しなかった」を選択した方にお伺いします。令和3年度中に実施しなかった理由を教えてください。(複数回答)

(「実施しなかった」と回答した施設: 幼保88園、小4校)



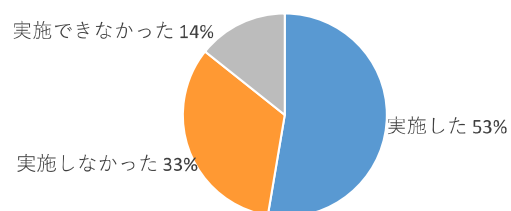
## 2 幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携について

### 【問2-1】

令和3年度中に幼稚園教員・保育士と小学校教員の連携の取組を実施しましたか。

(n=281)

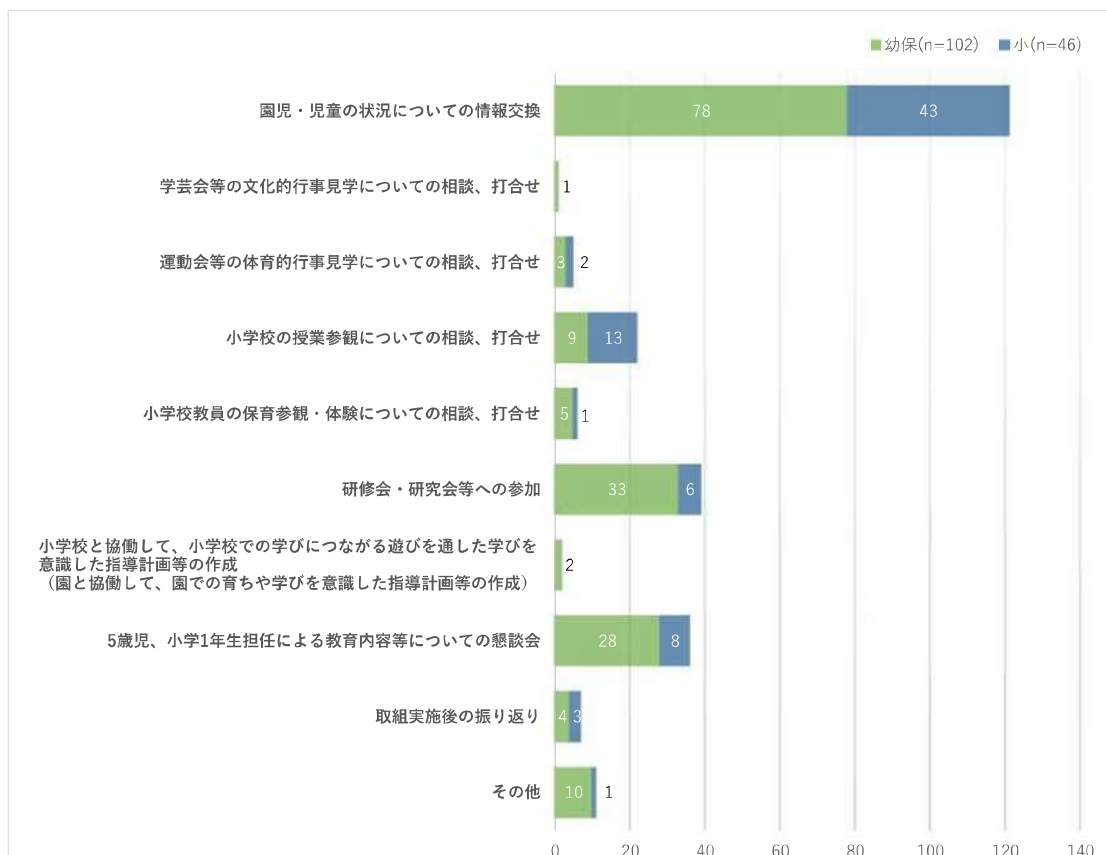
選択肢	幼保		小		合計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率
(1) 実施した（電話、オンライン等での実施を含む）	102	47%	46	71%	148	53%
(2) 特に交流の計画は無く、実施しなかった	87	40%	6	9%	93	33%
(3) 計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のため実施できなかった	27	13%	13	20%	40	14%



### 【問2-2】 問2-1で「実施した」を選択した方にお伺いします。

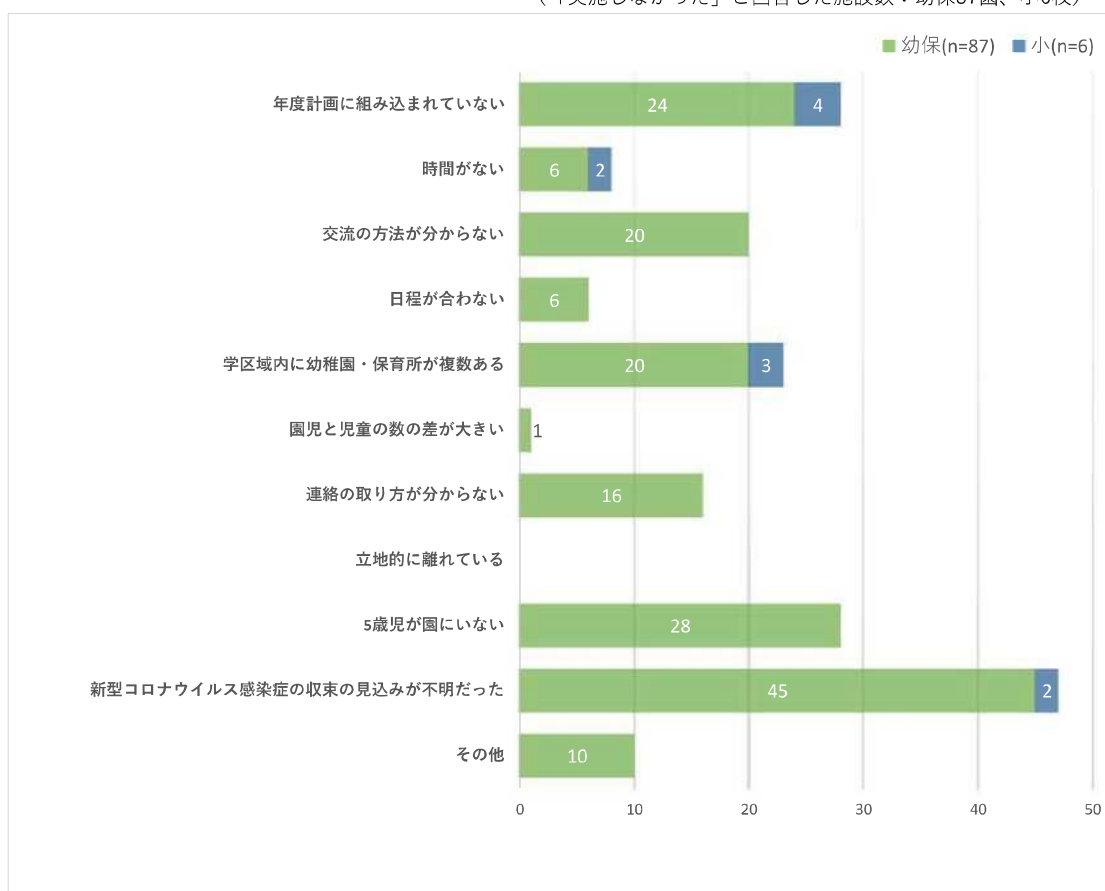
下記の取組例の中で、令和3年度中に実施した取組を教えてください。（複数回答）

（「実施した」と回答した施設数：幼保102園、小46校）



【問2-3】 問2-1で「特に計画は無く、実施しなかった」を選択した方にお伺いします。  
 取組を実施しなかった要因を挙げてください。（複数回答）

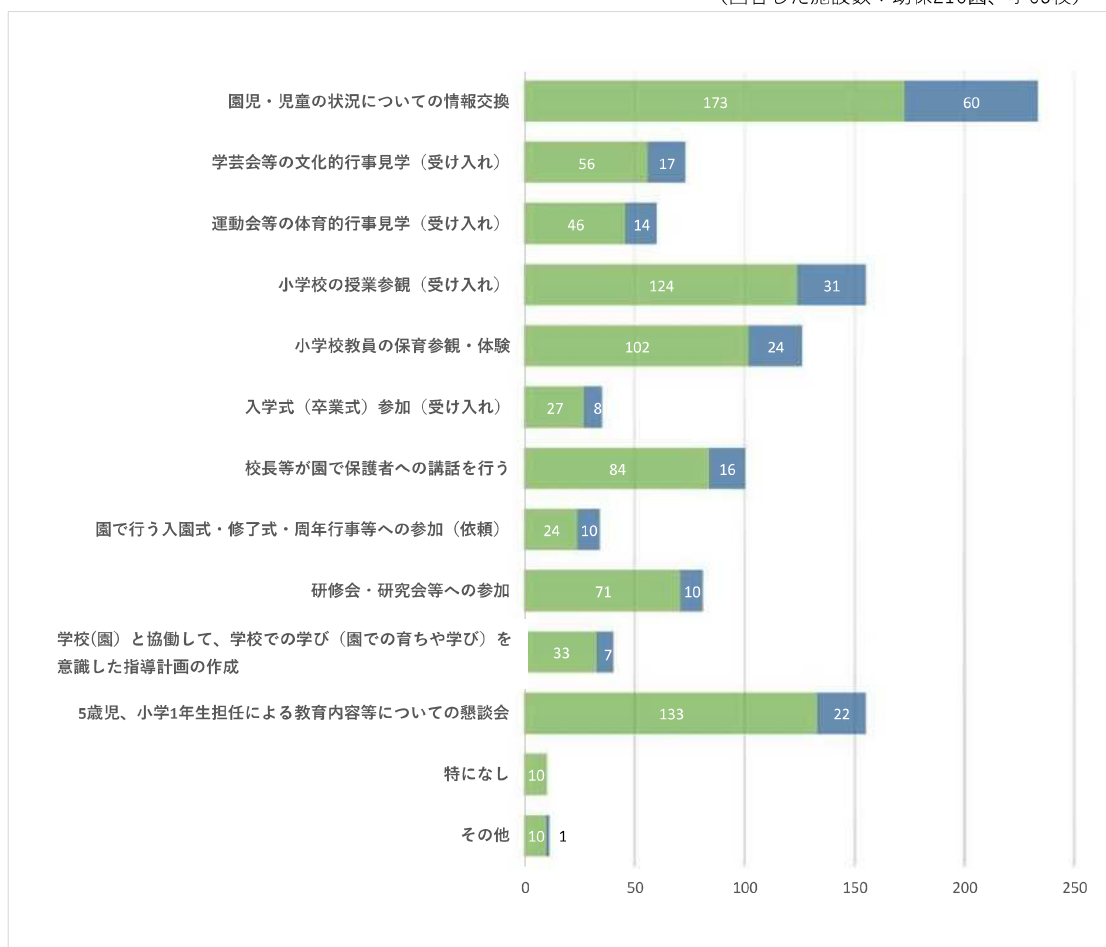
（「実施しなかった」と回答した施設数：幼保87園、小6校）



【問2-4】

今後実施、継続したい取組はありますか。（複数回答）

（回答した施設数：幼保216園、小65校）



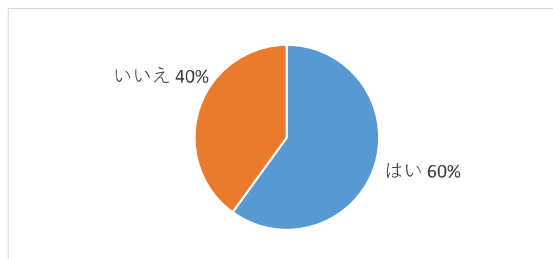
### 3 指導計画の作成、スタートカリキュラムの編成、実施について

#### 【問3-1】※小学校への質問

貴校において、スタートカリキュラムを編成、実施していますか。

(n=65)

選択肢	回答数	比率
はい	39	60%
いいえ	26	40%
合計	65	100%

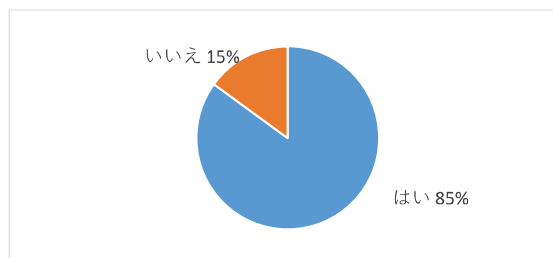


#### 【問3-1】※幼稚園、保育所への質問

貴園において、5歳児の指導計画は、幼児期の育ちや学びが小学校の生活や学習へつながるように工夫しながら作成、実施していますか。

(n=216)

選択肢	回答数	比率
はい	184	85%
いいえ	32	15%
合計	216	100%



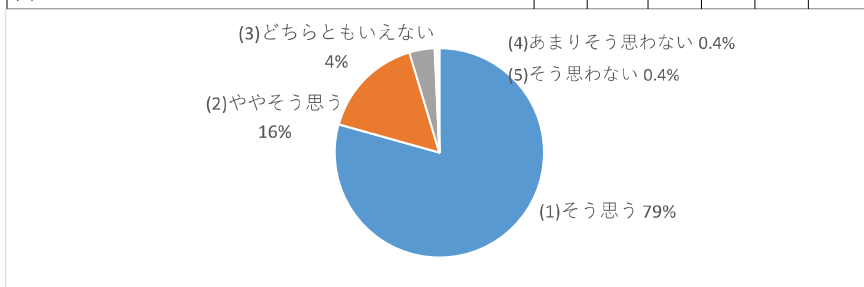
### 4 幼保小連携に係る取組全般について

#### 【問4-1】

新型コロナウイルス感染症の流行により、幼保小連携の取組は行いづらい状況が続いていますが、幼保小連携の取組は今後さらに重要だと思いませんか。

(n=281)

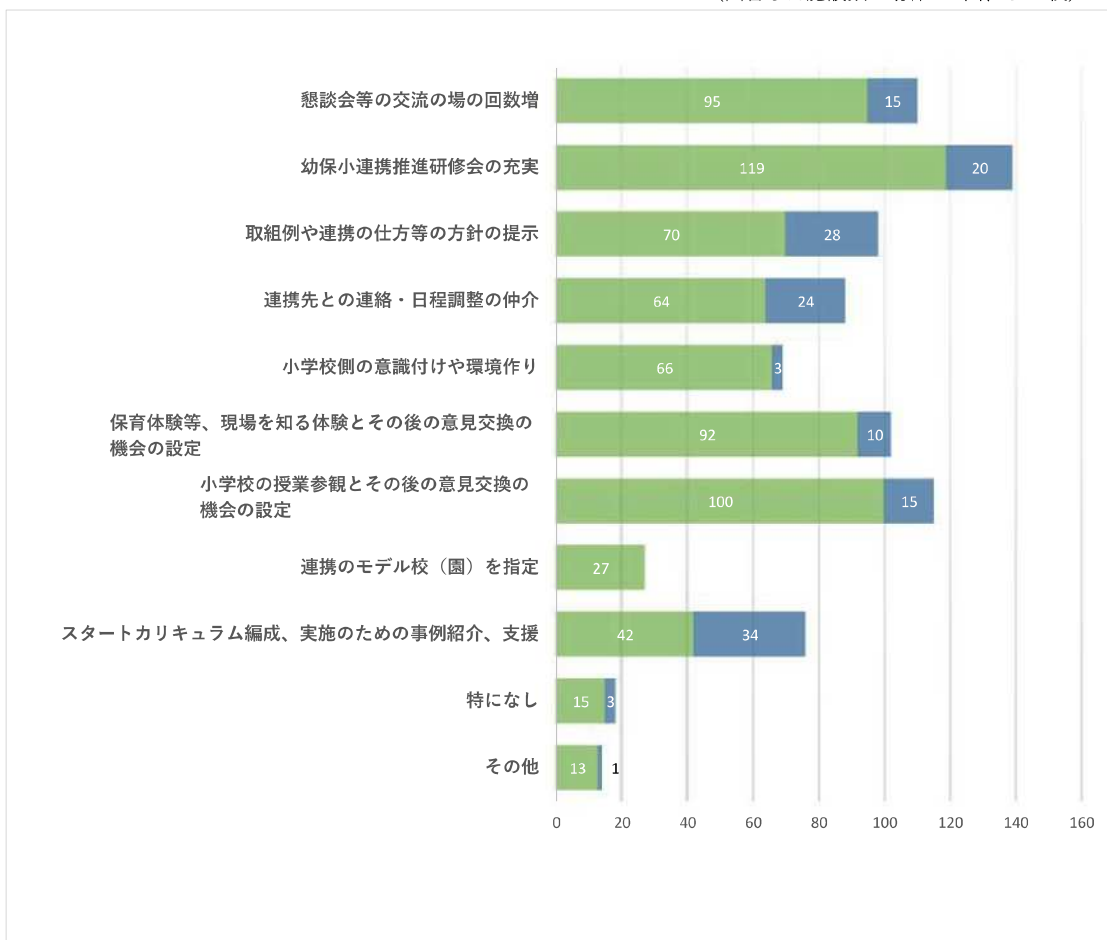
選択肢	幼保		小		合計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率
(1)そう思う	180	83%	43	66%	223	79%
(2)ややそう思う	25	12%	20	31%	45	16%
(3)どちらともいえない	9	4%	2	3%	11	4%
(4)あまりそう思わない	1	0.4%	0	0	1	0.4%
(5)そう思わない	1	0.4%	0	0	1	0.4%



【問4-2】

幼保小連携に係る取組全般について、円滑に実施するために教育委員会に取り組んでほしいことはありますか。（複数回答）

（回答した施設数：幼保216園、小65校）







## 練馬区幼保小連携推進方針

令和5年（2023年）9月

発行 練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課  
住所 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1  
電話 03-3993-1111（代表）  
FAX 03-5984-1221  
練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

令和 5 年 10 月 5 日  
教育振興部学校施設課

## 練馬区立向山小学校校舎等改築スケジュールの変更について

### 1 状況

練馬区立向山小学校は、校舎等改築に向け令和 5 年 6 月に仮設校舎の賃貸借契約を締結し、令和 6 年 8 月に仮設校舎へ引越しする予定で事業を進めてきたが、仮設校舎のリース業者が入札不調により決定しなかったため、以下のとおり改築スケジュールを変更する。

### 2 改築スケジュール

	変更前	変更後
仮設校舎へ引越し	令和 6 年 8 月	令和 7 年 8 月
既存校舎解体工事着手	令和 6 年 9 月	令和 7 年 9 月
新校舎工事着手	令和 7 年 4 月	令和 8 年 4 月
新校舎へ引越し	令和 8 年 12 月	令和 9 年 12 月
グラウンド整備工事完了	令和 9 年 12 月	令和 10 年 12 月

令和 5 年 10 月 5 日  
 地域文化部地域振興課  
 福祉部障害者サービス調整担当課

## 中村橋区民センターの大規模改修工事に係る説明会の開催について

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和 4 年度・5 年度）では、リーディングプロジェクトの一つとして、「美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編」を掲げている。

本計画に関するオープンハウスの実施等を踏まえ、中村橋区民センターの改修後の施設配置や大規模改修時に継続する事業等に関する説明会を開催する。

### 1 説明会

#### (1) 日時・場所

令和 5 年 10 月 18 日（水）	19：00～20：00	中村橋区民センター
10 月 21 日（土）	14：00～15：00	サンライフ練馬

#### (2) 周知

区報（10 月 1 日号）、区ホームページ、各施設でのポスター掲示、チラシ配布により周知

### 2 大規模改修後の施設配置図

別添のとおり

### 3 大規模改修時に継続する事業

施 設	場 所
心身障害者福祉センター、ヘレン中村橋	光が丘第七小学校跡施設、光が丘区民センター
地域包括支援センター	サンライフ練馬
街かどケアカフェ	出張型のみ実施（常設型は休止）
青少年育成第三地区委員会	サンライフ練馬
学童クラブ	サンライフ練馬

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月～ 各施設一時移転開始

令和6年4月～令和7年10月 大規模改修工事(令和7年11月運営再開)

#### 【参考】

##### 1 中村橋区民センター施設概要

(1) 位 置 練馬区貫井一丁目9番1号

(2) 開 設 昭和54年（築44年）

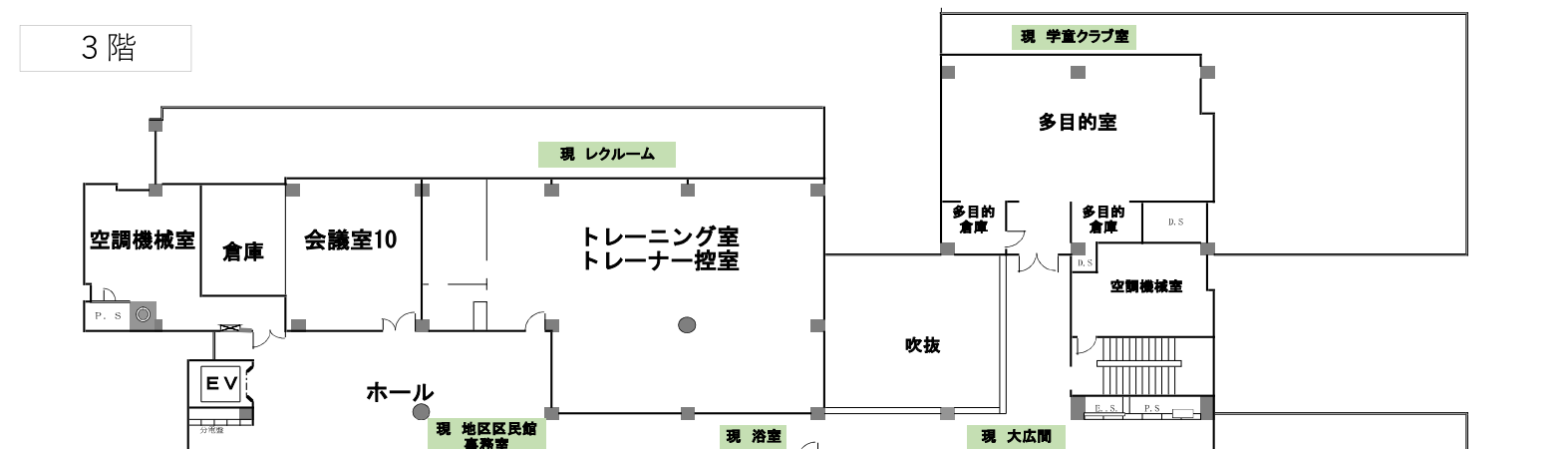
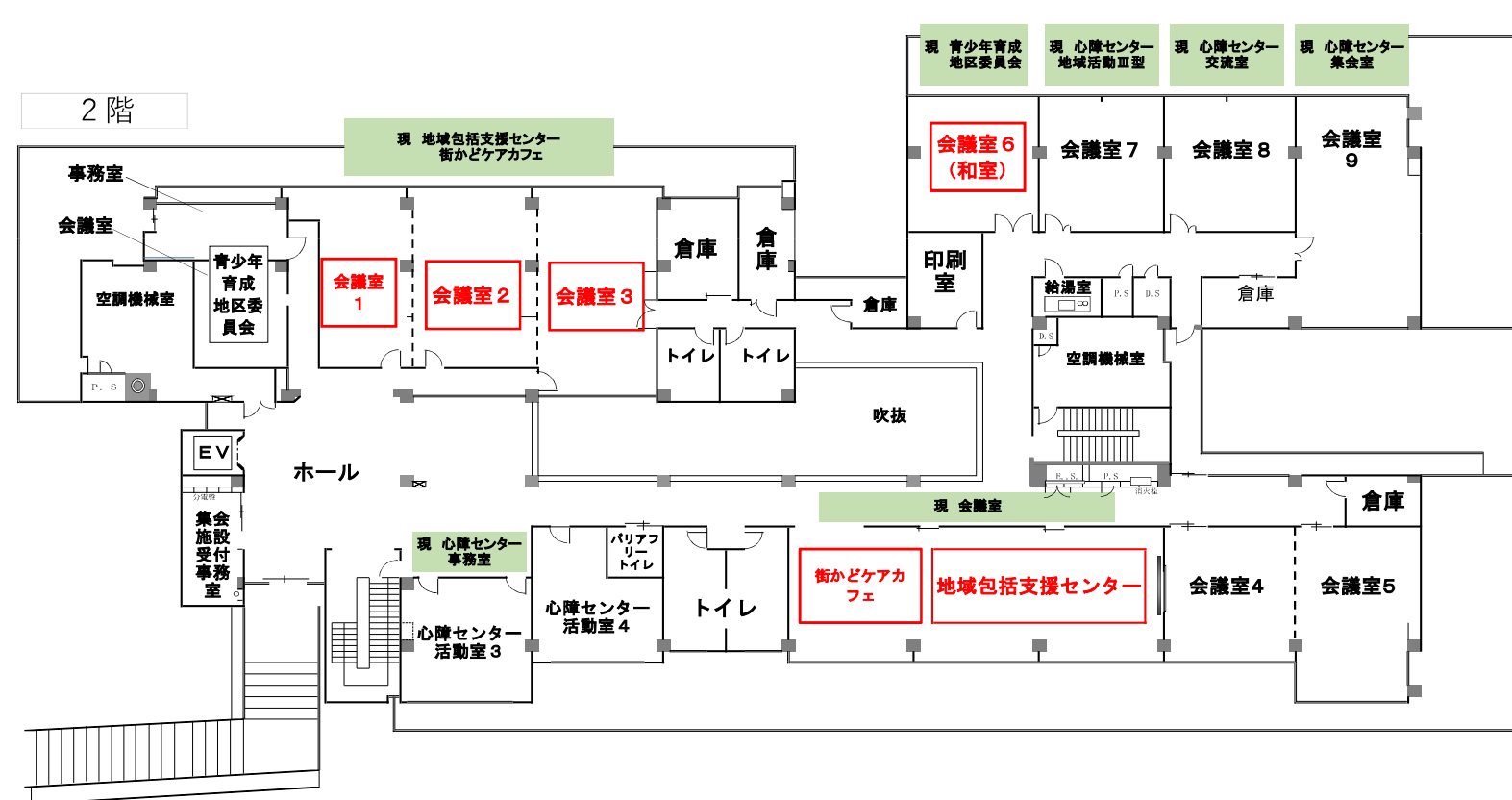
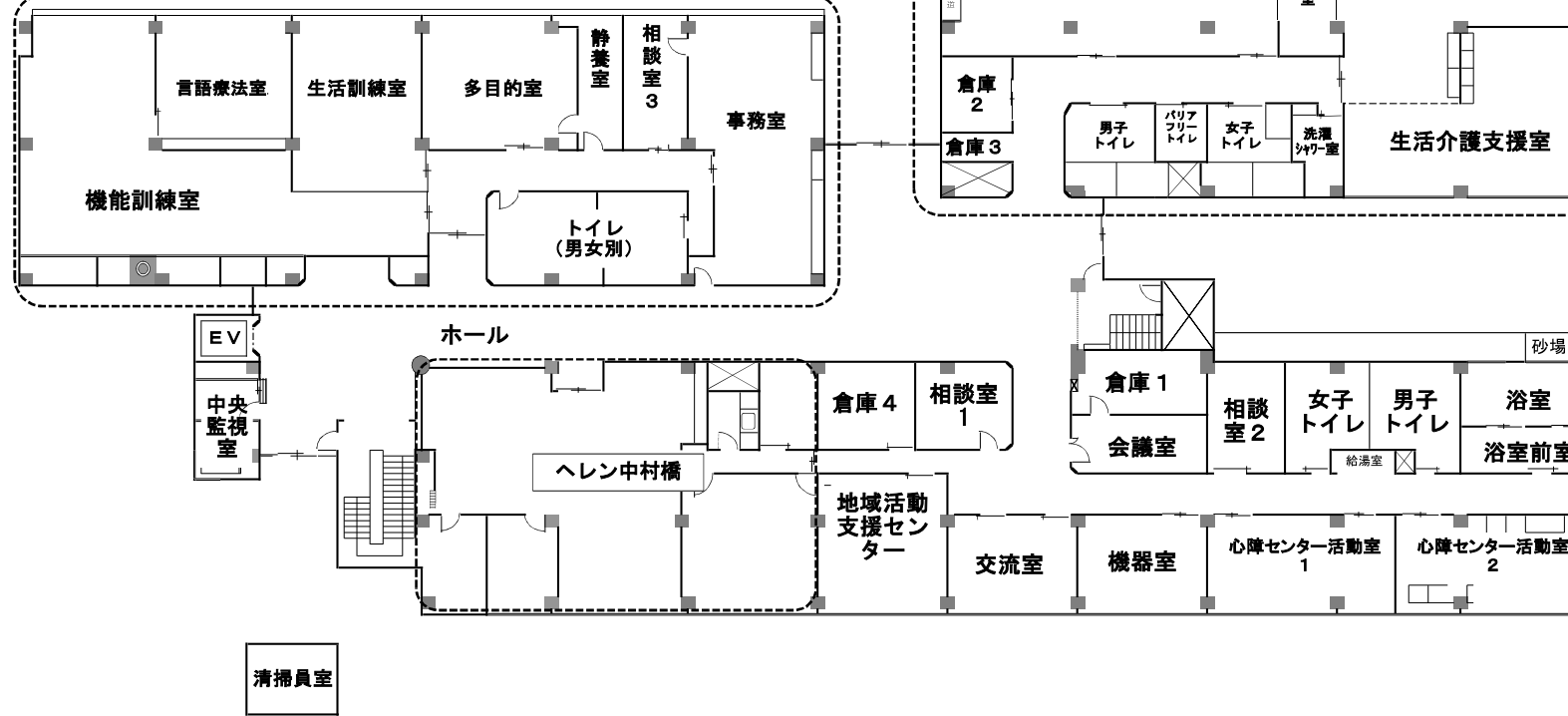
(3) 敷地面積 3,848 m<sup>2</sup>

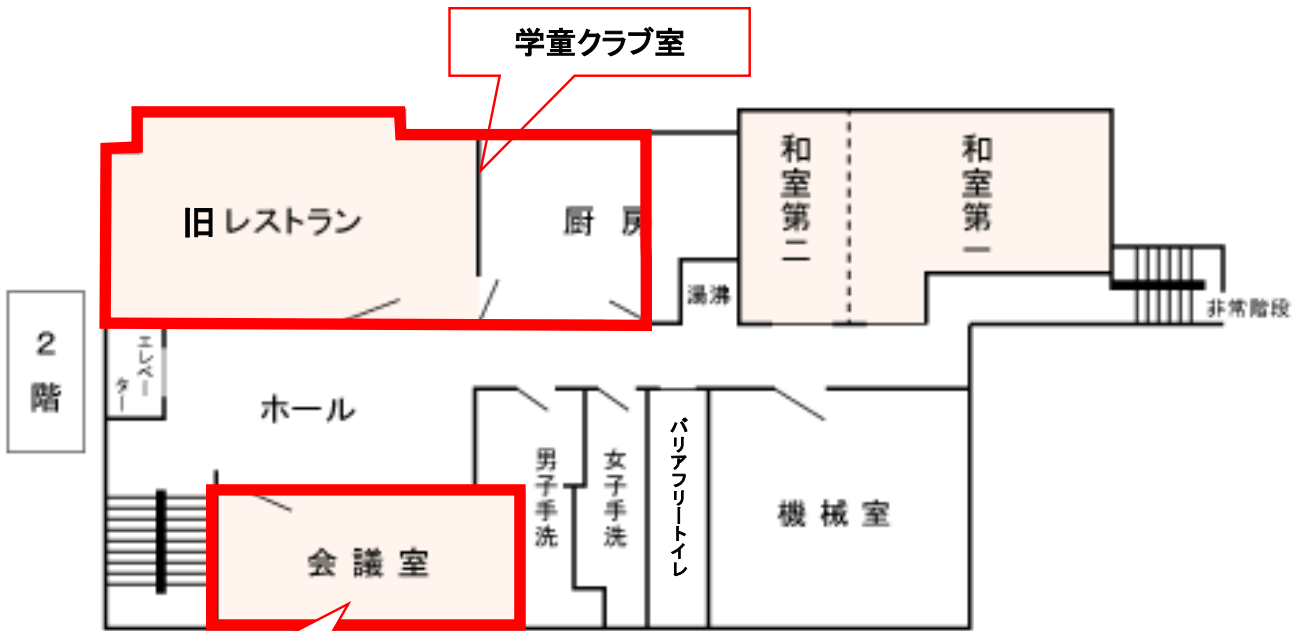
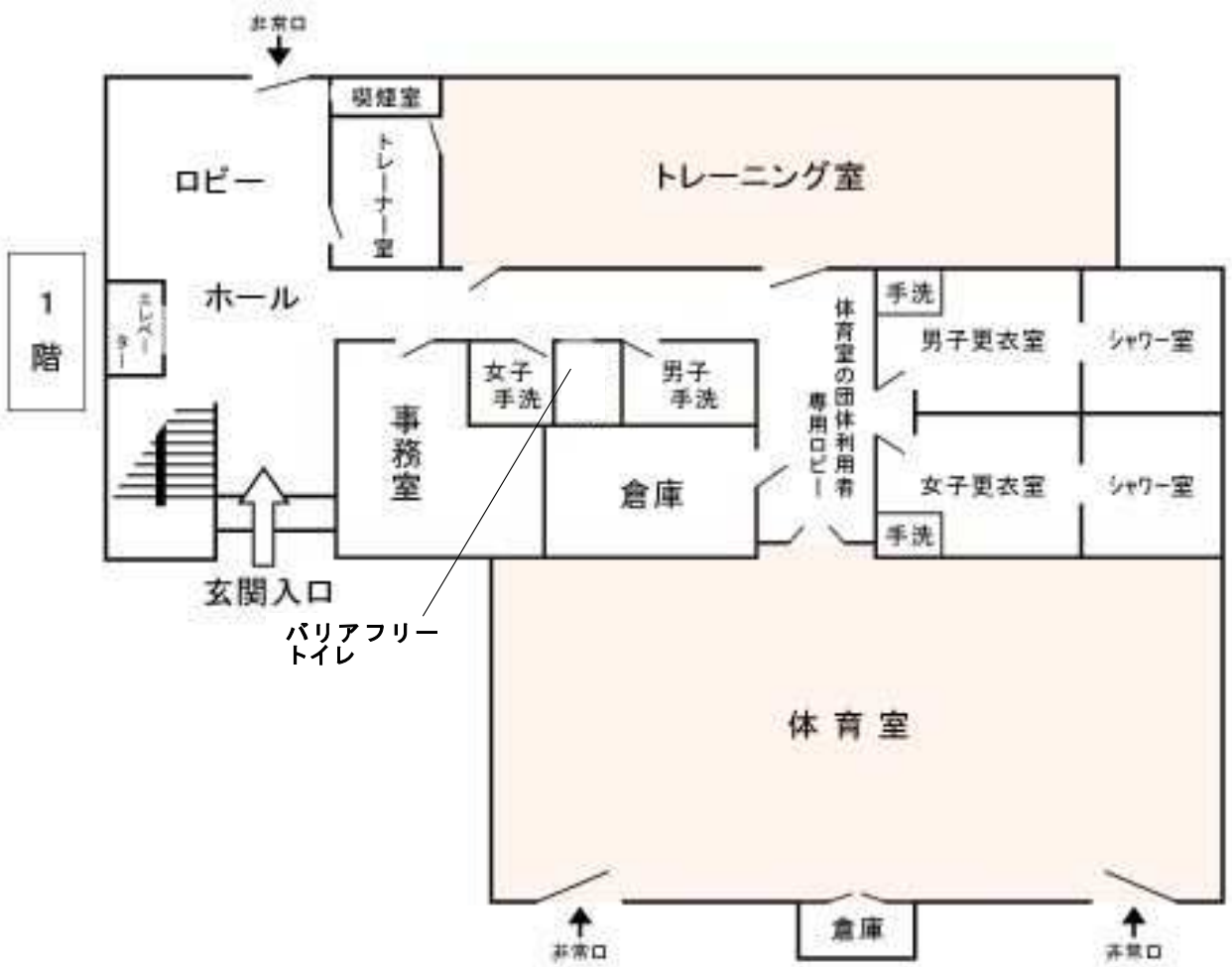
(4) 延床面積 4,773 m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階

##### 2 大規模改修の内容

(1) 40年目改修（外壁、屋上防水、電気・機械設備、電気配線、空調、給排水管の更新 など）

(2) 耐震補強工事（Is値0.75以上を目指す）





青少年育成地区委員会

地域包括支援センター



## 練馬こども園の認定について

区は、平成 27 年度に独自の幼保一元化の取組として練馬こども園を創設し、通年で 9 時間から 11 時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。

この度、第 2 次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランに基づき、新たに私立幼稚園 2 園を認定する。

## 1 新たな認定

- (1) 園名 浄風幼稚園
- ① 設置者 宗教法人 日本基督教団浄風教会  
代表役員 滝口 宣（たきぐち とおる）
- ② 設置年月 昭和 31 年 6 月
- ③ 所在地 練馬区豊玉南 1 - 7 - 18
- ④ 形態 短時間型  
預かり保育時間 10 時間 45 分（7 : 30 ~ 18 : 15）
- ⑤ 定員 15 人（幼稚園定員 200 人）

- (2) 園名 清心幼稚園
- ① 設置者 清水 進（しみずすすむ）
- ② 設置年月 昭和 28 年 4 月
- ③ 所在地 練馬区石神井町 6 - 20 - 12
- ④ 形態 短時間型  
預かり保育時間 9 時間 30 分（8 : 00 ~ 17 : 30）
- ⑤ 定員 18 人（幼稚園定員 150 人）

## 2 今後の予定

令和 5 年	9 月下旬	認定
令和 6 年	4 月	開始

(参考)

認定園数（令和 5 年 8 月時点）

26 園（実園数 24 園 ※標準型と低年齢型の重複認定が 2 園）

標準型：18 園 短時間型：5 園 低年齢型：3 園

令和5年10月5日  
こども家庭部こども施策企画課

### 練馬こどもカフェの新規店舗について

練馬こどもカフェは、民間カフェ等と協働し、子どもが学び遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、現在、区内カフェ等の店舗スペースを活用して保育士や幼稚園教諭等による子育て講座を実施している。

この度、第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランに基づき、新たに練馬こどもカフェの実施場所を1か所増やし、全8か所で事業を行う。

#### 1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

#### 2 新規店舗

(1) 店舗名 有限会社サザンウェイヴ 「アイランドクローゼット」

(2) 所在地 練馬区関町北2-30-4 コーポオーカー102

(3) 講座開始時期 令和5年10月

\* 9月下旬に協定締結予定



#### 3 周知

区ホームページ等で周知する。



令和 5 年 10 月 5 日

こども家庭部保育課

## 保育園入園申請のオンライン化の開始について

区では、これまで、保護者の負担軽減と利便性向上等を図るため、全国初となるLINEを使った「保育園探し」や「保育指数シミュレーション」などの保活支援サービスを実現し、保育のICT化を進めてきた。

本年10月から、保育園の入園申請において窓口または郵送による提出に加え、スマートフォンやパソコン等による申請受付を開始する。

## 記

## 1 デジタル化による保活支援サービス



## 2 開始予定日

令和 5 年 10 月 1 日（令和 6 年 4 月入園一次申込みの開始日）

## 3 主な周知方法

- ・ 令和 6 年度「保育利用のご案内」に掲載
- ・ 区報（10月1日号）
- ・ 区ホームページ
- ・ SNS（LINE、X（旧Twitter））

《参考》

1 入力手順

- ① 2次元コードからLoGoフォームデジタル窓口（ホームページ）にアクセス
- ② メールアドレスを登録し、アカウントを作成 ※マイナンバーカード不要
- ③ 申請一覧から入園申請を選択し、必要項目（最大で約300項目）を入力
- ④ 必要なファイルを添付（就労証明書など）
- ⑤ オンライン申請

2 入力画面の一部

The image shows two parts of a web application form. The left part is titled '入力フォーム' (Input Form) and shows a section for 'Q6.申請児童(1人目)について 必須' (Q6. About the applicant child (1st child) - Required). It includes input fields for '氏名' (Name) with a '氏 必須' (Surname Required) label and '保育' (Nursery) status. A callout box points to the '氏名' field, stating '必須項目が未入力の場合、案内を表示' (If a required item is not entered, guidance is displayed). Below this are fields for '氏フリガナ' (Surname Kana) and '名フリガナ' (Name Kana), both marked as '必須' (Required). The right part of the form shows a list of checkboxes for '令和4年1月1日時点の住所' (Residence as of Jan 1, 2022) and '令和5年1月1日時点の住所' (Residence as of Jan 1, 2023), both marked as '必須' (Required). It also includes a section for '父：保育を必要とする理由' (Reason for needing childcare) with options like '就労' (Employment), '不存在' (None), '病気' (Illness), '障害' (Disability), '介護・看護' (Nursing/Care), and '求職' (Job seeking). A callout box points to the '求職' checkbox, stating '入力しやすくするため、入力欄に記入例を表示' (To make it easier to enter, an example is shown in the input field). Below this is a section for '求職活動状況' (Job seeking status) with an example '(株) ●●に12月10日に面接予定' (Interview scheduled for Dec 10 at Co., Ltd. ●●).

令和 5 年 10 月 5 日  
こども家庭部子ども家庭支援センター

外遊び型子育てのひろば（おひさまびよびよ）の拡充について

外遊び型子育てのひろば（おひさまびよびよ）は0～3歳の乳幼児と保護者を対象に、育児による孤立化防止・子育ての負担感や不安感の軽減を図るため、公園で自然と触れ合いながらのびのびと楽しめる外遊びや、保護者同士が交流する場の提供、また保育士等の相談員による乳幼児親子への相談を実施している。

この度、第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランに基づき、新たに実施場所を1か所増やし、全8か所で事業を行う。

1 新規実施場所および開始日

(1) 新規実施場所

都立城北中央公園（練馬区氷川台1-3-1）



(2) 開始日

10月5日（木）から開始

以降、毎週木曜日（午前9時30分から午後1時30分）で実施

※ 長期休業日（夏休み等）、年末年始、祝日は除く

[参考] おひさまびよびよ実施場所

区立豊玉公園（豊玉北6-8-3）	都立大泉中央公園（大泉学園町9-4-3）
区立中村かしわ公園（中村南1-17-1）	区立井頭の森緑地（東大泉7-26-8）
都立石神井公園（石神井台1-26-1）	都立光が丘公園（光が丘4-1-1）
区立立野公園（立野町32-1）	